

**「合併協定書」 協定項目 5 ～ 協定項目 2 3**

財産及び債務の取扱いについて（協定項目5）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 3市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
- 2 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐ。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	ページ	1/1
	C-1-1	5	0	財産及び債務	専門部会名	管財

各自治体の現況

3市町村では下記のとおり、財産(土地、建物、有価証券、出資による権利、物品、債権、基金)及び債務を有している。(平成15年度末現在)  
 なお、3市町村で所有する財産及び債務の内訳については、別添のとおりとなっている。

[平成15年度 地方財政状況調査、市町村公共施設調査及び市町村財産台帳より]

	弘前市	岩木町	相馬村	合計
公有財産	1 土地	9,591,427	3,895,939	818,864
	建物	580,338	87,350	38,378
	2 有価証券(円)	308,284,000	12,881,500	624,650
3 出資による権利(円)	1,236,935,000	72,282,600	27,306,200	1,336,523,800
物品(車両) (台)	402	62	36	500
債権 (円)	626,382,000	41,638,389	40,930,705	708,951,094
基金 (円)	6,371,913,145	1,511,482,282	705,675,350	8,589,070,777
地方債現在高(千円)	150,438,757	15,516,363	7,885,999	173,841,119
債務負担行為設定額(千円)	3,923,456	99,054	71,195	4,093,705

課題	調整方針	具体的調整内容
3市町村の所有する財産は、すべて新市が引継ぎ公の施設についても、新市の公の施設として設置することになる。	① [○] 現行どおり新市に引継ぐ。 ② [ ] ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ [ ] ( )の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。 ④ [ ] (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ [ ] (合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。 ⑥ [ ] (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ [ ] (合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。 ⑧ [ ] その他( )	3市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引継ぐものとする。

# 事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	管
財	

事務事業名	
分科会	事業校番
C-1-1	2 0
コード	財産区

## 各自治体の現況

弘前市には、地方自治法第294条に基づき45の財産区が設置されているが、岩木町及び相馬村では、財産区は設置されていない。

弘前市：石川財産区ほか44財産区

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>45の財産区のうち、その管理に当たって地方自治法第295条に基づき財産区議会を設置しているもの、同法第296条の2に基づき財産区管理会を設置しているもの及び特別会計を設置している財産区はない。</p>	<p>① [○] 現行どおり新市に引き継ぐ。                  ② [ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。                  ③ [ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。                  ④ [ ] (合併時・翌年度)に再編する。                  ⑤ [ ] (合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。                  ⑥ [ ] (合併時・翌年度)に廃止する。                  ⑦ [ ] (合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。                  ⑧ [ ] その他( )</p>	<p>財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。</p>

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目6）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 3市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定（以下、「在任特例規定」という。）を適用し、平成19年4月30日までの間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- 2 在任特例規定を適用後の議員の定数は、34人とする。
- 3 在任特例規定を適用する期間における議員の報酬は、現行の3市町村のそれぞれの報酬の額とする。ただし、議長及び副議長の報酬の額は、弘前市の例による。
- 4 在任特例規定を適用する期間における議員の政務調査費は、弘前市の例による。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

議会の議員の定数、任期及び報酬等の現況

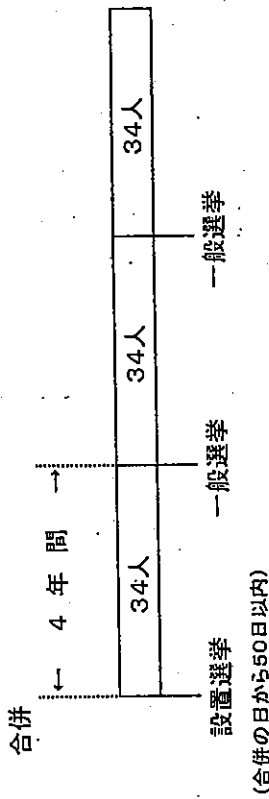
	弘前市	岩木町	相馬村	合計
人口(人) ※平成12年国調	177,086	12,278	3,853	193,217
議員法定数上限(人)	34	22	14	70
議員条例定数(人)	32	18	12	62
議員現員数(人)	32	18	12	62
議員任期	H19.4.30	H19.4.30	H19.4.30	
報酬(月額・円)	議長 628,000 副議長 563,000 議員 532,000	280,000 247,000 235,000	263,000 233,000 223,000	
政務調査費(月額・円)	議長、副議長、議員に それぞれ 60,000	なし	なし	
議長	報酬 7,536,000 期末 2,486,880 政務調査費 720,000 計 10,742,880	3,360,000 1,108,800 0 4,468,800	3,156,000 1,041,480 0 4,197,480	
副議長	報酬 6,756,000 期末 2,229,480 政務調査費 720,000 計 9,705,480	2,964,000 978,120 0 3,942,120	2,796,000 922,680 0 3,718,680	
議員	報酬 6,384,000 期末 2,106,720 政務調査費 720,000 計 9,210,720	2,820,000 930,600 0 3,750,600	2,676,000 883,080 0 3,559,080	

新設合併における議会の議員の定数及び任期の取扱い

1 地方自治法に基づく原則

(1) 原則

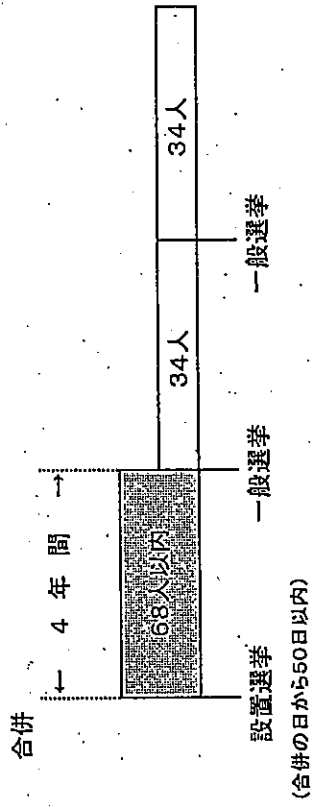
- ・合併が行われた時点で3市町村の議員はすべて身分を失う。
- ・新市設置の日から50日以内に法定定数を超えない範囲で定めた定数に基づき議員の選挙を行う。



2 市町村の合併の特例に関する法律に基づく特例

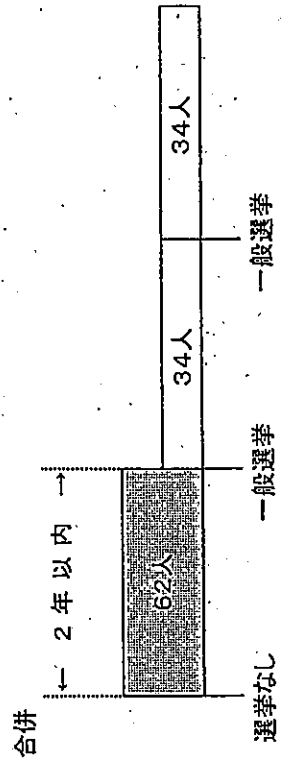
定数特例または在任特例のいずれかを適用することができる。

- (1) 定数特例(合併特例法第6条第1項の適用)
- ・設置選挙の際に、新市の法定定数の2倍まで定数を増加できる。
  - ・設置選挙により選出される議員の任期相当期間(4年間)



(2) 在任特例(合併特例法第7条第1項第1号の適用)

- ・旧市町村の議員が全員そのまま新市の議員として在任できる。
- ・合併後2年以内



議員報酬1年当たりの3市町村の現行報酬総額との比較

▽新設合併で一番高いところにした場合（弘前市の例による。議長・副議長の報酬を含む）

単位：人、円

	議員数	報酬総額(A)	3市町村の現行報酬総額(B)	差し引き(A-B)	備考
法定定数の場合	34	290,711,400	385,657,440	△ 94,946,040	縮減
在任特例の場合	62	528,451,560		142,794,120	歳出増

▽新設合併で在任特例を適用し、現行の3市町村の報酬のままとした場合（影響額は、議長・副議長の減員分のみ。）  
ただし、議長・副議長の報酬は弘前市の例による。

	議員数	報酬総額(A)	3市町村の現行報酬総額(B)	差し引き(A-B)	備考
議長(弘前市の例)	1	10,022,880	18,689,160	△ 8,666,280	/
副議長( " )	1	8,985,480	15,646,280	△ 7,660,800	
議員(各市町村計)	60	364,941,360	350,322,000	14,619,360	
合計	62	383,949,720	385,657,440	△ 1,707,720	縮減



政務調査費1年当たりの3市町村の現行総額との比較

単位：人、円

▽新設合併で弘前市の例によるとした場合（月額60,000円）

	議員数	政務調査費総額(A)	3市町村の現行総額(B)	差し引き(A-B)	備考
法定数の場合	34	24,480,000	23,040,000	1,440,000	歳出増
在任特例の場合	62	44,640,000		21,600,000	歳出増

▽新設合併で政務調査費を廃止した場合

	議員数	政務調査費総額(A)	3市町村の現行総額(B)	差し引き(A-B)	備考
法定数の場合	34	0	23,040,000	△ 23,040,000	縮減
在任特例の場合	62	0			

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い  
について（協定項目7）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定（以下、「在任特例規定」という。）を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 在任特例規定を適用後の農業委員会の選挙による委員の定数は、39人とする。
- 3 在任特例規定を適用後の選挙区の数及び各区域の委員の定数は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおりとする。

①現弘前市の区域	11選挙区	30人
②現岩木町の区域	2選挙区	6人
③現相馬村の区域	1選挙区	3人
- 4 在任特例規定を適用する期間における農業委員会の委員の報酬は、現行の3市町村のそれぞれの報酬の額とする。ただし、会長、会長職務代理者、部会長及び部会長職務代理者の報酬の額は、弘前市の例による。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

農業委員会の委員の定数、任期及び報酬等の現況

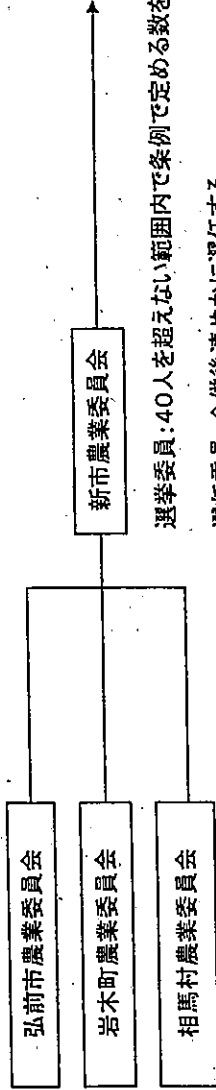
項 目	弘前市	岩木町	相馬村	合 計	備 考
行政区域面積 (ha)	27,381	14,625	10,354	52,360	
農地面積 (ha)	11,119	3,513	1,145	15,777	
田	3,999	1,063	163	5,225	
畑	7,120	2,450	982	10,552	
基準世帯数 (戸)	7,894	1,638	621	10,153	
選挙人名簿登録者数 (人)	24,796	3,917	1,640	30,353	
選挙委員					
定数	30	15	10	55	
現員数	30	15	9	54	
1号委員					
農協推薦	2	1	1	4	
共済推薦	1	1	1	3	
2号委員	3	3	1	7	
計	6	5	3	14	
合 計	36	20	12	68	
農地部会					
選挙委員	14	-	-	14	
1号委員	1	-	-	1	
2号委員	2	-	-	2	
計	17	-	-	17	
農政部会					
選挙委員	16	-	-	16	
1号委員	2	-	-	2	
2号委員	1	-	-	1	
計	19	-	-	19	
農業委員の任期	H17.7.14	H18.5.31	H17.7.19		
会長	年額 1,788,000円	年額 306,000円	年額 276,000円		
会長職務代理者	年額 948,000円	年額 259,000円	年額 240,000円		
部会長	年額 948,000円	-	-		
部会長職務代理者	年額 708,000円	-	-		
委員	年額 636,000円	年額 218,000円	年額 204,000円		
報酬					

新設合併における農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

区分	原則	選挙による委員		任期	選任による委員	根拠法令
		選出方法等	定数			
合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合	原則	関係市町村の委員は、全員失職。新市設置の日から50日以内に選挙を行う。	政令で定める基準に従って、40人を超えない範囲内で定める数。	3年(一般選挙の日から起算する)。	関係市町村の委員は全員失職。合併後速やかに選任する。農協、共済組合が推薦した理事又は組合員各1人。土地改良区が協議し推薦した理事又は組合員1人。議会が推薦した学識経験を有する者4人以内。	・自治法第180条の5第3項(設置) ・農委法第3条第1項(設置)、第7条第1項、第12条(定数)、第15条第1項、第4項(委員の任期)
	合併特例法(在任特例)	関係市町村の委員は引き続き在任。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員で互選。	協議により80人を超えない範囲で定める数。	合併後1年を超えない範囲で協議により定める期間。	関係市町村の委員は全員失職。合併後速やかに選任する。農協、共済組合が推薦した理事又は組合員各1人。土地改良区が協議し推薦した理事又は組合員1人。議会が推薦した学識経験を有する者4人以内。	・合併特例法第8条第1項、第2項、 ・農委法第12条(定数)、 第15条第4項(委員の任期)

【合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合(原則)】

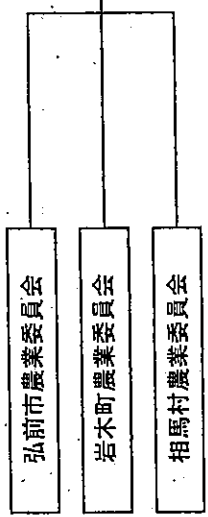
合併関係市町村の委員は、すべて失職する。新たに委員を選出することになる。選任委員についても合併後速やかに選任する。



選挙委員: 40人を超えない範囲内で条例で定める数を、新市設置の日から50日以内に一般選挙を行い選出する。任期: 3年  
選任委員: 合併後速やかに選任する。

【合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合(在任特例)】

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって、当該合併市町村の農業委員会の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により80人を超えない範囲で定める数の者に限り、合併後1年以内の範囲で定めた期間、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任することができる。なお、80人を超える場合は、これら関係委員全員を互選により、合併後の新市の選挙委員として在任する者を選出する。また、合併関係市町村の選任委員は、全員失職するので、合併後速やかに選任する。



選挙委員: 80人を超えない範囲で定められた数の者に限り、合併後1年以内の範囲で定めた期間在任することができる。  
選任委員: 合併後速やかに選任する。

農業委員会の委員報酬1年当たりの3市町村の現行報酬総額との比較

▽ 新設合併で一番高いところにした場合（弘前市の例による。会長・会長職務代理者・副会长・副会长職務代理者の報酬を含む、選任委員を除く。）

単位：人、円

	委員数	報酬総額 (A)	3市町村の現行報酬総額 (B)	差し引き (A-B)	備考
法定定数の場合	40	27,572,000	26,655,000	1,017,000	歳出増
在任特例の場合	54	36,576,000	26,655,000	9,921,000	歳出増

▽ 新設合併で在任特例を適用し、現行の3市町村の報酬のままとした場合（影響額は会長・会長職務代理者の減分のみ、選任委員を除く。）

ただし、会長・会長職務代理者・副会长・副会长職務代理者の報酬は弘前市の例による。

	委員数	報酬総額 (A)	3市町村の現行報酬総額 (B)	差し引き (A-B)	備考
会長（弘前市の例）	1	1,788,000	2,370,000	△ 582,000	
会長職務代理者（弘前市の例）	1	948,000	1,447,000	△ 499,000	
副会长（弘前市の例）	2	1,896,000	1,896,000	0	
副会长職務代理者（弘前市の例）	2	1,416,000	1,416,000	0	
委員（各市町村計）	48	20,370,000	19,526,000	844,000	
合計	54	26,418,000	26,655,000	△ 237,000	縮減

## 地方税の取扱いについて（協定項目8）

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

## 1 個人住民税

- (1) 税率については、現行どおりとする。
- (2) 納期については、弘前市の例による。

## 2 法人住民税

- (1) 税率については、弘前市の例による。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定（以下、「不均一課税規定」という。）に基づき、合併年度及びこれに続く5年度間は現行どおりとする。

## 3 固定資産税

- (1) 税率については、弘前市の例による。ただし、不均一課税規定に基づき、合併年度及びこれに続く5年度間は現行どおりとする。
- (2) 納期については、弘前市の例による。ただし、第1期の納期については、5月1日から5月31日までとする。

## 4 都市計画税

- (1) 税率については、弘前市の例による。ただし、不均一課税規定に基づき、合併年度及びこれに続く5年度間は現行どおりとする。

## 5 軽自動車税

- (1) 税率については、現行どおりとする。
- (2) 納期については、弘前市の例による。

## 6 入湯税

- (1) 税率については、現行どおりとする。
- (2) 課税免除の基準については、合併時に統一する。

## 7 鉱産税、たばこ税、特別土地保有税

- (1) 鉱産税、たばこ税、特別土地保有税については、現行どおりとする。

## 8 税証明手数料

- (1) 各種税証明手数料については、1件につき300円とする。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

個人住民税

- ①税率に差異はない。
- ②納期(普通徴収)

期別	弘前市	岩木町	相馬村
第1期	6月	6月	6月
第2期	9月	8月	8月
第3期	11月	10月	10月
第4期	翌年2月	12月	12月

弘前市の例による。

法人住民税

①税率

資本等の額		従業員数	弘前市	岩木町	相馬村
1千万円以下	50人以下	50人以下		50,000	
	50人超	50人超		120,000	
1千万円超 1億円以下	50人以下	50人以下		130,000	
	50人超	50人超		150,000	
1億円超 10億円以下	50人以下	50人以下		160,000	
	50人超	50人超		400,000	
10億円超 50億円以下	50人以下	50人以下		410,000	
	50人超	50人超		1,750,000	
50億円超	50人超	50人超		3,000,000	
法人税割			14.7%	12.3%	12.3%

(単位:円)

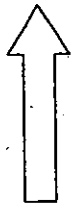
弘前市の例による。ただし、合併年度及びそれぞれに続く5年間は、現行どおりとする。

固定資産税

①税率

弘前市	岩木町	相馬村
1.6%	1.4%	1.4%

弘前市の例による。  
ただし、合併年度及び  
これに続く5年度間は  
現行どおりとする。



②納期

弘前市	岩木町	相馬村
4月	5月	5月
7月	7月	7月
10月	9月	9月
翌年1月	11月	11月

弘前市の例による。  
ただし、第1期の納期  
は5月とする。



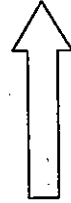
都市計画税

①納期は固定資産税と同じ。

②税率

弘前市	岩木町	相馬村
0.2%	市街化区域を指定し ているが、課税してい ない。	都市計画区域を指定 していない。

弘前市の例による。  
ただし、合併年度及びこ  
れに続く5年度間は現行  
どおりとする。





軽自動車税

- ①税率に差異はない。
- ②納期

弘前市	岩木町	相馬村
5月11日から31日まで	4月11日から30日まで	4月11日から30日まで



弘前市の例による。

入湯税

- ①税率は現行どおり(150円)。
- ②課税免除の基準

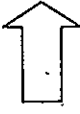
宿泊客について、取扱いに差異はない。  
 日帰り客について、岩木町は、課税免除基準額を350円とし、この額を超える利用料金の施設の入湯客に対し課税しているが、弘前市と相馬村は金額にかかわらず、日帰り客には課税していない。



日帰り客に対する課税免除の基準額を1,050円とする。

税証明手数料

弘前市	岩木町	相馬村
(市県民税)	所得課税証明書 300円	所得課税証明書 300円
所得証明書 200円	各種納税証明書 300円	各種納税証明書 300円
課税証明書 200円	固定資産評価証明書 300円	固定資産評価証明書 300円
(固定資産税)	* 1筆超につき30円加算する。	* 1筆超につき30円加算する。
資産証明書 300円	固定資産租税公課証明書 300円	固定資産租税公課証明書 300円
評価証明書 300円	固定資産評価通知書 (法務局提出用) 無料	固定資産評価通知書 (法務局提出用) 無料
課税証明書 300円	営業証明書 300円	営業証明書 300円
* いずれも3筆(棟)まで300円、1筆(棟)超につき70円加算する。	台帳閲覧 300円	台帳閲覧 300円
固定資産評価通知書 (法務局提出用) 無料	公図等コピー料 300円	公図等コピー料 300円
(その他)	軽自納税証明書 200円	軽自納税証明書 無料
納税証明書 200円	軽自納税証明書 無料	軽自納税証明書 300円
軽自納税証明書 無料	軽自課税証明書 300円	軽自課税証明書 300円
軽自課税証明書 300円	営業証明書 300円	営業証明書 300円
営業証明書 300円	公簿・図面の閲覧 (コピー料含む) 200円	公簿・図面の閲覧 (コピー料含む) 200円
公簿・図面の閲覧 (コピー料含む) 200円		



新市
(市県民税)
所得・課税証明書 300円
(固定資産税)
資産証明書 300円
評価証明書 300円
課税証明書 300円
* いずれも6筆(棟)まで300円、1枚超につき100円加算する。
評価通知書 (法務局提出用) 無料
(その他)
納税証明書 300円
軽自納税証明書 無料
軽自課税証明書 300円
営業証明書 300円
公簿・図面の閲覧 (コピー料含む) 300円

一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目9）

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 3市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職名等の職制については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に再編する。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、国家公務員に準じることを基本とし、合併時に再編する。  
なお、現職員については、現給を保障したうえで、合併後必要に応じて調整する。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆



# 事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	人事

コード	E-1-1	事業	4	枝番	0	事務事業名		
		職員職名規則（代表的な職名）						

各自自治体の現況								
一般行政職の代表的な職名								
	弘前市	岩木町	相馬村					
	主 → 主 → 係 主 → 課 長 補 佐 → 課 長 → 部	主 → 主 → 係 主 → 課 長 補 佐 → 課 長	主 → 主 → 係 主 → 課 長 補 佐 → 課 長	主 → 主 → 係 主 → 課 長 補 佐 → 課 長				

課題	調整方針
<p>各市町村で職名が異なる。</p>	<p>現行どおり新市に引き継ぐ。                  ( ) の例により、(合併時・翌年度) に統合する。                  ( ) の例により、平成( ) 年度をめぐりに統合する。                  (○) (合併時) に再編する。                  ( ) (合併後、平成( ) 年度をめぐりに再編する。                  ( ) (合併時・翌年度) に廃止する。                  ( ) (合併後、平成( ) 年度をめぐりに廃止する。                  ( ) その他( )</p>
<p>① [ ]</p> <p>② [ ]</p> <p>③ [ ]</p> <p>④ [○]</p> <p>⑤ [ ]</p> <p>⑥ [ ]</p> <p>⑦ [ ]</p> <p>⑧ [ ]</p>	<p>具体的調整内容</p> <p>職名については合併時に再編する。                  (職名を含む職制については、人事管理                  及び職員の処遇の適正化の観点から合併                  時に再編する。)</p>

# 事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	人事

コード		分科会		事業		校番		事務事業名	
		E-1-4		2.6		0		職員給料及び職員手当	

## 各自治体の現況

1 一般職の職員の給料及び手当に関する状況

別紙参考資料のとおり

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>現在適用されているそれぞれ異なる給与制度を調整・統一する必要がある。</p>	<p>① [ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。                  ② [ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。                  ③ [ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。                  ④ [○] (合併時)に再編する。                  ⑤ [ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。                  ⑥ [ ] (合併時・翌年度)に廃止する。                  ⑦ [ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。                  ⑧ [ ] その他( )</p>	<p>給与については、住民の理解を得られる制度とすることとし、現行制度の中で改善が必要なものを見直しを進める等して、国公準拠を基本として、合併時に再編する。                  なお、現職員の現給を保障したうえで、新市の標準的な給与モデルと比較して、較差の大きい職員等について、合併後必要に応じて調整を図る。</p>

職員給料の現況

区 分	弘前市	岩木町	相馬村
ラスパイレース指数 (一般行政職)			
(説明) 地方公務員と国家公務員の給与水準を、職種ごとに学歴別・経過年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものである	15年度	101.0	96.9
	16年度	98.7	94.6
平均給料月額及び平均年齢 (一般行政職)			
平均給料月額 (百円単位未満四捨五入)	340,700円	332,900円	338,200円
平均年齢	41歳 5月	41歳 9月	44歳 0月
初任給基準 (一般行政職)			
大学卒	2級2号給	170,700円	2級2号給 170,700円
短大卒	—	—	1級5号給 148,500円
高校卒	1級3号給	138,800円	1級3号給 138,800円
			1級7号給 160,200円
			1級5号給 148,500円
			1級3号給 138,800円

主な職員手当の現況

(平成16年 4月 1日現在)

項目	弘前市	岩木町	相馬村
退職手当	<p>【支給率】 自己都合、定年・勲奨ともに 国家公務員に準じる</p> <p>【退職時特別昇給】 ①定年退職 20年以上 1号 ②勲奨退職 20年以上 2号 (60歳になる年度を除く) 20年未満 1号 (H17.1.1～全て廃止)</p>	<p>【支給率】 自己都合、定年・勲奨ともに 国家公務員に準じる</p> <p>【退職時特別昇給】 ①定年退職 20年以上 1号 ②勲奨退職 15年未満 1号 15年以上20年未満 2号 20年以上25年未満 1号 25年以上 2号 ③在職中の死亡 1号 ④20年以上勤務して退職 1号</p>	<p>【支給率】 自己都合、定年・勲奨ともに 国家公務員に準じる</p> <p>【退職時特別昇給】 ①定年退職 25年未満 1号 25年以上 2号 ②勲奨退職 15年未満 1号 15年以上20年未満 2号 20年以上25年未満 1号 25年以上 2号 ③在職中の死亡 1号 ④20年以上勤務して退職 1号</p>
	<p>借家借間</p> <p>家賃に応じて、27,000円を上限に支給。</p>	<p>家賃に応じて、27,000円を上限に支給。</p>	<p>家賃に応じて、27,000円を上限に支給。</p>
扶養手当	<p>自宅</p> <p>3,000円</p>	<p>3,000円</p>	<p>3,000円</p>
	<p>配偶者</p> <p>13,500円</p>	<p>13,500円</p>	<p>13,500円</p>
	<p>1人目 (配偶者無)</p> <p>11,000円</p>	<p>11,000円</p>	<p>11,000円</p>
	<p>1人目 (配偶者有扶養)</p> <p>6,000円</p>	<p>6,000円</p>	<p>6,000円</p>
	<p>1人目 (配偶者有非扶養)</p> <p>6,500円</p>	<p>6,500円</p>	<p>6,500円</p>
	<p>2人目</p> <p>6,000円</p>	<p>6,000円</p>	<p>6,000円</p>
	<p>3人目以降</p> <p>5,000円</p> <p>特定扶養親族加算 5,000円</p>	<p>5,000円</p> <p>5,000円</p>	<p>5,000円</p> <p>5,000円</p>
通勤手当	<p>交通機関利用者</p> <p>1か月定期券の額 (6か月分を一括支給)</p> <p>上限 1か月55,000円</p>	<p>1か月定期券の額</p> <p>上限 1か月55,000円</p>	<p>1か月定期券の額</p> <p>上限 1か月55,000円</p>
	<p>四輪自動車利用者</p> <p>片道2km以上 2,000円～35,000円 (おおむね2kmごとに金額を設定)</p>	<p>片道 2km以上 2,000円～24,500円 (おおむね5kmごとに金額を設定)</p>	<p>片道 2km以上 2,000円～12,800円 (2kmごとに金額を設定)</p>
	<p>四輪自動車以外利用者</p> <p>片道2km以上 2,000円～20,900円 (おおむね5kmごとに金額を設定)</p>		



項目		弘前市		岩木町		相馬村	
代表的な 特殊勤務手当	税務事務従事手当	5,400円	常時外勤、1月			2,500円	課長、1月
		3,600円	内勤・出張所、1月			2,200円	課長補佐・総括係長・ 係長、1月
	社会福祉手当	6,250円 を超えない額	1月			2,000円	課員、1月
	道路上作業手当	330円	1日				
	下水処理施設勤務手当 (一般職)	8,750円 を超えない額	1月				
	下水処理施設勤務手当 (技能主事)	10,200円	1月				
	清掃事業従事手当	8,600円	1月				
	6月期	1.40月分	1.40月分			1.40月分	
	12月期	1.60月分	1.60月分			1.60月分	
	計	3.00月分	3.00月分			3.00月分	
6月期	0.70月分	0.70月分			0.70月分		
12月期	0.70月分	0.70月分			0.70月分		
計	1.40月分	1.40月分			1.40月分		
支給割合							
期末手当							
勤勉手当							

特別職の職員の身分の取扱いについて（協定項目10）

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 特別職の職員の身分の取扱いについては、関係法令の定めるところによる。
- 2 新市の市長職務執行者の給料等については、弘前市長の例による。
- 3 特別職の職員の給料等については、弘前市の例による。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

特別職の職員の法令上の取扱いについて

新市施行前日	新市施行	市長選任	新市長招集第1回議会
<p>市町村長 失職 3市町村長の協議により職務執行者を選任</p>	<p>50日以内選挙 職務執行者 職務執行者【失職】</p>	<p>市長就任 新市長</p>	
<p>助役・収入役 失職</p>	<p>助役：不在 収入役：職務代理者を選任する</p>		<p>新市長が議会の同意を得て選任</p>
<p>教育委員会委員 (教育長を含む) 失職</p>	<p>職務執行者が3市町村の教育委員(各5名、計15名)のうちから5名を選任し、臨時の教育委員会を充足。 教育委員会招集：互選により委員長・教育長を選任。 任期：新市長招集による議会の会期末まで 臨時の教育委員会</p>		<p>新市長が議会に教育委員の人事を提案・同意 教育委員会招集：互選により委員長・教育長を選任。 任期：新市長が定める。 (2人4年、1人3年、1人2年、1人1年) 新市教育委員会</p>
<p>公営企業管理者 失職</p>	<p>職務代理者を選任する</p>	<p>新市長が任命する</p>	<p>新市企業管理者</p>

新市施行前日	新市施行	市長選任	新市長招集第1回議会
<p>選挙管理委員会委員 失職</p>	<p>3市町村の選挙管理委員(4名、計12名)のうちから、互選により4名を選任し、暫定的な選挙管理委員会発足。</p> <p>選挙管理委員会招集:互選により委員長選任。</p> <p>任期:議会において選挙されるまでの期間。</p>	<p>新市議会で選挙により選任。選挙管理委員会招集し、互選により委員長選任。</p> <p>任期:4年</p>	<p>新市選挙管理委員会</p>
<p>監査委員 失職</p>	<p>不在</p>	<p>新市長が議会の同意を得て、選任。</p> <p>任期:4年 議員の任期</p> <p>新市監査委員</p>	<p>新市選挙管理委員会</p>
<p>固定資産評価審査委員会委員 失職</p>	<p>職務執行者が3市町村の固定資産評価審査委員会委員(各3名、計9名)のうちから3名を選任。</p> <p>任期:新市長就任までの期間</p>	<p>新市長が3名を選任。</p> <p>任期:新委員が議会で同意されるまでの期間</p>	<p>新市長が議会の同意を得て選任。</p> <p>任期:3年</p>

暫定的な固定資産評価審査委員会

暫定的な固定資産評価審査委員会

新市固定資産評価審査委員会

### 3 行政委員会委員及び監査委員の報酬の状況

委員会名称	職名	弘前市			岩木町		
		現員(人)	報酬額(円)	16年度見込総額	現員(人)	報酬額(円)	16年度見込総額
教育委員会	委員長	1	月額 149,000	1,788,000	1	日額 6,000	180,000
	委員	3	月額 132,000	4,752,000	3	日額 5,700	427,500
	委員(教育長)	1	月額 759,000	12,266,640	1	月額 554,000	8,994,840
選挙管理委員会	委員長	1	月額 63,000	756,000	1	日額 6,000	54,000
	委員	3	月額 53,000	1,908,000	3	日額 5,700	136,800
固定資産評価審査委員会	委員長	1	日額 13,200	92,400	1	日額 6,000	24,000
	委員	2	日額 10,800	151,200	2	日額 5,700	45,600
監査委員	識見・常勤	1	月額 566,000	9,255,960	—	—	—
	識見・非常勤	1	月額 161,000	1,932,000	1	日額 9,000	333,000
	議会選出	1	月額 53,000	636,000	1	日額 9,000	243,000
現員数計(教育長含む)		15	—	33,538,200	14	—	10,438,740
現員数計(教育長除く)		14	—	21,271,560	13	—	1,443,900

委員会名称	職名	相馬村		
		現員(人)	報酬額(円)	16年度見込総額
教育委員会	委員長	1	日額 5,200	124,800
	委員	3	日額 4,800	345,600
	委員(教育長)	1	月額 526,000	8,491,120
選挙管理委員会	委員長	1	日額 5,200	78,000
	委員	3	日額 4,800	172,800
固定資産評価審査委員会	委員長	1	日額 5,200	5,200
	委員	2	日額 4,800	9,600
監査委員	識見・常勤	—	—	—
	識見・非常勤	1	日額 5,200	156,000
	議会選出	1	日額 4,800	139,200
現員数計(教育長含む)		14	—	9,522,320
現員数計(教育長除く)		13	—	1,031,200

特別職の職員の現員・給料等

1 常勤の特別職の現員及び任期の状況

(平成16年10月1日現在)

	弘前市		岩木町		相馬村	
	現員	任 期	現員	任 期	現員	任 期
市町村長	1	H16. 2. 18~ H20. 2. 17	1	H15. 5. 1~ H19. 4. 30	1	H15. 11. 18~ H19. 11. 17
助役	1	H16. 4. 1~ H20. 3. 31	1	H13. 7. 19~ H17. 7. 18	(欠)	—
収入役	1	H16. 4. 1~ H20. 3. 31	(欠)	—	1	H13. 4. 1~ H17. 3. 31
教育長	1	H14. 10. 1~ H18. 9. 30	1	H16. 10. 1~ H20. 9. 30	1	H13. 4. 2~ H17. 4. 1
公営企業管理者	1	H16. 4. 1~ H20. 3. 31	—	—	—	—
常勤の監査委員	1	H13. 10. 1~ H17. 9. 30	—	—	—	—
現員数 計	6	—	3	—	3	—

\* (欠)は、現在欠員。計には(欠)の分は含まない。

2 常勤の特別職の給料の状況

区分	弘前市		岩木町		相馬村	
	現員	金額(円)	現員	金額(円)	現員	金額(円)
市町村長	1	1,064,000	1	784,000	1	690,000
		17,134,440		12,692,840		11,106,300
助役	1	875,000	1	626,000	(欠)	(553,000)
		14,058,900		10,143,960		—
収入役	1	759,000	(欠)	(596,000)	1	536,000
		12,266,640		—		8,648,460
教育長	1	759,000	1	554,000	1	526,000
		12,266,640		8,994,840		8,488,860
公営企業管理者	1	690,000	—	—	—	—
		11,165,400		—		—
常勤の監査委員	1	566,000	—	—	—	—
		9,255,960		—		—

条例・規則等の取扱いについて（協定項目11）

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

条例・規則等の制定に当たっては、次の区分により整備する。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者が専決処分により、新市において新たに条例を制定し、施行させるもの
- (2) 合併と同時に各制定権者が新市において新たに規則等を制定し、施行させるもの
- (3) 新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則等として引き続き施行させるもの
- (4) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

## 条例・規則等の取扱い

区 分	説 明	他地域の事例	
1	<p>合併と同時に市長職務執行者が専決処分により、新市において新たに条例を制定し、施行させるもの</p>	<p>合併と同時に施行する必要がある条例について、市長職務執行者が専決処分により制定し、施行するものです。 これにより制定・施行した条例については、直近の市議会に報告し承認を受けることとなります。</p>	<p>組織や職員に関する条例 公の施設の設置に関する条例 市税に関する条例</p>
2	<p>合併と同時に各制定権者が新市において新たに規則等を制定し、施行させるもの</p>	<p>合併と同時に施行する必要がある長規則、各行政委員会規則等について、各制定権者が制定し、施行するものです。</p>	<p>公の施設の管理運営に関する規則 会計に関する規則 市立の学校の管理に関する教育委員会規則</p>
3	<p>新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則等として引き続き施行させるもの</p>	<p>合併の前日において3市町村で現に施行されていた条例・規則等のうち必要なものを、新市において新たに条例・規則等を制定するまでの間、暫定的に施行するものです。</p>	<p>特定の地域に適用される基金に関する条例 特定の地域に適用される貸付に関する規則</p>
4	<p>合併後、逐次制定し、施行させるもの</p>	<p>新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるものや、議案提出権が長にない条例などです。</p>	<p>議会の委員会に関する条例 議会の会議に関する規則</p>



## 事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目12）

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 新市の事務組織及び機構については、次に定める「組織整備の基本方針」に基づき合併時に再編する。
  - (1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織
  - (2) 簡素で効率的な組織
  - (3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織
  - (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織
  - (5) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織
- 2 現弘前市役所を本庁とし、現岩木町役場及び現相馬村役場を総合支所とする。ただし、本庁の機能の一部を現岩木町役場に置く。
- 3 本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務等及び現弘前市の区域に関する事務を所管する。

また、総合支所は、現岩木町及び現相馬村の区域を所管区域とし、原則としてこれまでの住民サービスを提供する。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

# 事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	人事

コード	分科会	事業	枝番	事務事業名
	E-1-1	2	0	行政機構及び職員配置

各自治体の現況				
平成16年4月1日現在の職員配置(教育長を含まない。)				
(弘前市) 1,382	(岩木町) 155	(相馬村) 60		平成16年4月1日現在の3市町村合計職員数 1,597人
企画部	総務課	総務財政課	10	
市町村合併対策事務局	企画財政課	住民福祉課	10	
総務部	総務課	建設課	6	※教育長3人を含めると 1,600人
市民生活部	農政課	経済課	4	
健康福祉部	観光商工課	保育所	9	
農林部	建設課	老人福祉センター	7	
商工観光部	町民課	診療所	3	
建設部	保健福祉課	出納課	2	
都市開発部	保育所	議会事務局	2	
市立病院	会計課	教育委員会事務局	5	
会計課	議会事務局	農業委員会事務局	2	
水道部	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	0	
議会事務局	農業委員会事務局			
選挙委員会事務局	選挙管理委員会事務局			
監査委員会事務局	上下水道課			
農業委員会事務局				

課	題	調整方針	具体的調整内容
3市町村全体に係る行政機構を定めなければならない	各部署について一元化により整理統合が可能かどうかを検討しなければならない。	① [ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② [ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ [ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。 ④ [○] (合併時)に再編する。 ⑤ [ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。 ⑥ [ ] (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ [ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。 ⑧ [ ] その他( )	提案文のとおり

本 庁（弘前市）

総合支所（岩木町・相馬村）

本庁の機能

本市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務等を所管するとともに、現弘前市の区域に関する事務を所管する。

- (1) 総務、企画、財政、人事、電算システムなど
  - (2) 国・県との調整
  - (3) 総合支所で取扱う業務のうち、それぞれの部門の総括・意思決定など
  - (4) 議会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局など
- ただし、本庁機能の一部を現岩木町役場に置く。

- |        |  |
|--------|--|
| 総務部門   | — 税の証明発行・収納・相談窓口、納税貯蓄組合、庁舎管理など                                 |
| 市民生活部門 | — 住民団体への支援業務、戸籍・住民基本台帳、交通災害共済組合など                              |
| 健康福祉部門 | — 国民健康保健・国民年金・介護保険関係の諸申請受付・社会福祉の諸届出受付相談、成人・老人保健、保健指導業務など       |
| 農林部門   | — 農林災害調査、農林金融、生産調整の実施、農業用施設の維持管理など                             |
| 商工観光部門 | — 商工団体活動の総合調整、商工業の金融、観光物産関係諸団体事務、公園緑地の維持管理など                   |
| 建設部門   | — 道路・河川・排水路の維持管理、法定外公共物の管理・調整、土木災害調査、除排雪、公営住宅の維持管理・使用者・入退去決定など |
| 都市開発部門 | — 下水道等施設の維持管理、下水道事業等の受益者負担金・使用料収納など                            |
| 会計部門   | — 現金の出納保管など  |

総合支所の機能

現岩木町及び現相馬村の区域を所管区域とし、原則としてこれまでの住民サービスを提供する。

- |         |  |
|---------|--|
| 総務部門    | — 税の証明発行・収納・相談窓口、納税貯蓄組合、庁舎管理など                                 |
| 市民生活部門  | — 住民団体への支援業務、戸籍・住民基本台帳、交通災害共済組合など                              |
| 健康福祉部門  | — 国民健康保健・国民年金・介護保険関係の諸申請受付・社会福祉の諸届出受付相談、成人・老人保健、保健指導業務など       |
| 農林部門    | — 農林災害調査、農林金融、生産調整の実施、農業用施設の維持管理など                             |
| 商工観光部門  | — 商工団体活動の総合調整、商工業の金融、観光物産関係諸団体事務、公園緑地の維持管理など                   |
| 建設部門    | — 道路・河川・排水路の維持管理、法定外公共物の管理・調整、土木災害調査、除排雪、公営住宅の維持管理・使用者・入退去決定など |
| 都市開発部門  | — 下水道等施設の維持管理、下水道事業等の受益者負担金・使用料収納など                            |
| 会計部門    | — 現金の出納保管など  |
| 行政委員会部門 | — 窓口業務など   |

## 一部事務組合等の取扱いについて（協定項目13）

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加する一部事務組合等
  - (1) 弘前地区環境整備事務組合
  - (2) 青森県交通災害共済組合
  - (3) 弘前地区消防事務組合
  - (4) 津軽広域水道企業団
  - (5) 青森県市長会館管理組合
  - (6) 津軽広域連合
  - (7) 青森県中弘南黒地方視聴覚教育協議会
  - (8) 弘前地区交通安全対策会議
- 2 合併の日の前日をもって脱退する一部事務組合
  - (1) 青森県消防補償等組合
  - (2) 青森県市町村税滞納整理組合
  - (3) 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合
  - (4) 青森県自治会館管理組合
  - (5) 青森県市町村職員退職手当組合
- 3 合併の日の前日をもって解散する一部事務組合
  - (1) 中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

3市町村が関係する一部事務組合等について

平成17年1月1日現在

1 合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する一部事務組合等

名称	構成市町村	共同処理事務の内容等
弘前地区環境整備事務組合	弘前市、大鰐町、平賀町、藤崎町、板柳町、岩木町、相馬村、西目屋村、碓ヶ関村	・し尿処理施設及びごみ処理施設の設置並びに事務の共同処理
青森県交通災害共済組合	県内65市町村	・組織団体の交通災害共済に関する事務を共同で処理する。
弘前地区消防事務組合	弘前市、岩木町、相馬村、西目屋村、大鰐町、藤崎町、常盤村、碓ヶ関村	・消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務
津軽広域水道企業団	弘前市、黒石市、五所川原市、木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村、尾上町、藤崎町、浪岡町、鶴岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、鶴田町、市浦村	・水道用水供給事業の経営に関する事務 （該当市町村：弘前市、黒石市、五所川原市、藤崎町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、鶴田町） ・水道事業の経営に関する事務 （該当市町村：木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村、市浦村） ・水道用水供給事業の経営に関する事務～津軽事業部 ・水道事業の経営に関する事務及び津軽ダムに係る水道用水事業の経営に関する事務～西北事業部
青森県市長会館管理組合	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市	・青森県共同ビルの区分所有、管理及び経費負担に関する事務
津軽広域連合	弘前市、黒石市、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、浪岡町、板柳町	・津軽広域市町村圏計画、ふるさと市町村計画の策定及び当該計画に基づき事業の実施、連絡調整に関する事務 ・介設保険に係る介設認定審査会の設置及び運営に関すること
青森県中弘南黒南黒地方視聴覚教育協議会	弘前市、黒石市、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、浪岡町	・地域の特性に即応した有機的な連携と合理的な経営によって視聴覚教材等を充実し、地域の教育の振興を図り住民の生活文化水準を高めるため、共同で行う施設、購入、保管、利用、研究等に関して共同して管理・執行すること
弘前地区交通安全対策会議	弘前市、浪岡町、大鰐町、岩木町、藤崎町、常盤村、西目屋村、碓ヶ関村、相馬村	・関係市町村の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。 ・関係市町村の陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその実施を推進すること。

2 合併の日の前日をもって脱退する一部事務組合

名称	構成市町村	共同処理事務の内容等
青森県消防補償等組合	岩木町、相馬村、外5市55町村10事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害の補償</li> <li>・消防法第36条の2の規定による消防作業に従事したる者又は救急業務に協力したるものに対する損害の補償</li> <li>・災害基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事したるものに対する損害の補償</li> <li>・水防法第34条の規定により水防に従事したる者に係る損害補償</li> <li>・消防職員及び消防団員に係る賞状の支給</li> <li>・消防組織法第15条の規定による非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給</li> </ul>
青森県市町村税滞納整理組合	県内57町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第1条第1項第14号に規定する地方公共団体の徴収金並びに農業災害補償法第87条の2第3項及び第8項の規定に基づき徴収する共済掛金等及び延滞金につき、督促状に定める期限内に納付又は納入しない者について、町村長の通知に基づき滞納処分を実施すること。</li> <li>・前号の滞納処分に係る徴収金を当該町村に還付すること。</li> <li>・その他納税の普及徹底等に関する事項</li> </ul>
青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合	岩木町、相馬村、弘前地区環境整備事務組合、中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合、津軽広域連合、外5市55町村39事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき組合及び組合市町村等の議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</li> </ul>
青森県自治会館管理組合	県内57町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県自治会館の設置、管理及び運営に関する事務</li> </ul>
青森県市町村職員退職手当組合	岩木町、相馬村、外5市55町村36事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合市町村職員の退職手当に関すること</li> <li>・コミュニティの振興を目的とする財団法人の設立に関すること</li> </ul>

3 合併の日の前日をもって解散する一部事務組合

名称	構成市町村	共同処理事務の内容等
中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合	岩木町、相馬村、西目屋村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集業務及び不燃物等ごみ埋め立て処分地の整備及び管理に関する事務</li> </ul>

使用料・手数料の取扱いについて（協定項目14）

使用料・手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 使用料については、合併時は原則として現行どおりとする。  
ただし、行政財産の目的外使用料や道路占用料などについては、3市町村の現行単価を基準として合併時に統一する。
- 2 手数料については、3市町村の現行単価を基準として合併時に統一する。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

## 使用料一覧

整理 番号	専門部会	使用料名	弘前市	岩木町	相馬村
1	管財	行政財産使用料(土地)	○	○	○
2	管財	行政財産使用料(建物)	○	○	
3	管財	普通財産貸付料(土地)	○	○	
4	管財	普通財産貸付料(建物)	○	○	○
5	企画	市民参画センター使用料	○		
6	住民生活	交通広場遊具使用料	○		
7	住民生活	交流センター使用料	○		
8	斎場霊園	公営墓地永代使用料	○		
9	斎場霊園	火葬料	○		
10	斎場霊園	小動物火葬料	○		
11	高齢福祉	保健福祉センター浴室使用料		○	
12	高齢福祉	老人福祉センター使用料	○		○
13	児童母子福祉	へき地保育所使用料	○	○	
14	児童母子福祉	児童館使用料(保育型)	○		
15	商工観光	弘前市伝統産業会館使用料	○		
16	商工観光	まちなか情報センター使用料	○		
17	観光物産	弘前市立観光館有料施設使用料	○		
18	観光物産	弘前市立観光館附属設備等使用料	○		
19	観光物産	弘前市立観光館駐車場駐車料金	○		
20	観光物産	岩木町温泉事業温泉使用料		○	
21	観光物産	岩木町野営場ケビン利用料		○	
22	観光物産	岩木町スノーモビルランドスノーモビル使用料		○	
23	観光物産	岩木町町営スキー場スキーリフト使用料		○	
24	観光物産	岩木町町営スキー場ロープウェイ使用料		○	
25	観光物産	岩木町百沢園地レストハウス休憩室使用料		○	
26	観光物産	岩木町国民宿舎利用料		○	
27	観光物産	岩木町ふれあいセンター利用料		○	
28	観光物産	岩木町総合交流ターミナル利用料		○	



# 使用料一覧

整理番号	専門部会	使用料名	弘前市	岩木町	相馬村
29	観光物産	相馬村星と森のロマンピア			○
		農林漁業体験学習館使用料			
		満天ハウス使用料			
		体験学習館使用料			
		テニスコート使用料			
		スカイサイクル使用料			
		バーベキューハウス使用料			
		パターゴルフ使用料			
		ゴーカート使用料			
		多目的広場使用料			
		森林科学館使用料			
		天文台使用料			
		スキー場スキーリフト使用料			
30	観光物産	相馬村老人福祉センター使用料			○
31	観光物産	相馬村保養センター使用料			○
32	農政	小栗山農村交流公園市民農園使用料	○		
33	農政	昂農園使用料、管理棟及炊事棟使用料			○
34	農村整備	農道等使用料	○		
35	公園	弥生オートキャンプ場使用料	○		
36	公園	弥生オートキャンプ場付属設備等使用料	○		
37	公園	弥生動物広場入場料	○		
38	公園	弥生ホニ乗馬・馬車、ホニボート使用料	○		
39	公園	高長根ファミリーキャンプ場使用料	○		
40	公園	高長根ファミリースキー場ロフトウ使用料	○		
41	公園	藤田記念庭園入園料	○		
42	公園	藤田記念庭園洋館会議室使用料	○		
43	公園	藤田記念庭園茶室使用料	○		
44	公園	公園施設設置・管理使用料	○	○	
45	公園	公園占用料	○	○	
46	公園	行為による使用料	○	○	
47	公園	鷹揚園内レクリエーション広場使用料	○		
48	公園	公園付属設備等使用料	○		
49	公園	弘前城植物園入園料	○		
50	公園	弘前城入園料	○		
51	下水道	下水道使用料	○	○	○

## 使用料一覧

整理番号	専門部会	使用料名	弘前市	岩木町	相馬村
52	下水道	農業集落排水処理施設使用料	○	○	○
53	建設	法定外公共物占用料	○		
54	建設	道路占用料	○		○
55	建設	市道弘前駅地下道線広告掲示枠使用料	○		
56	建設	河川敷使用料	○		
57	建設	管内図使用料		○	
58	建築住宅	住宅使用料	○	○	○
59	上水道	水道料(上水道・簡易水道)	○	○	○
60	上水道	メーター使用料(上水道・簡易水道)			○
61	教育総務	学校使用料	○		
62	学校教育	幼稚園保育料	○		
63	学校教育	教育研究所使用料	○		
64	生涯学習	農村環境改善センター使用料	○		
65	生涯学習	農家高齢者創作活動施設使用料	○		
66	生涯学習	博物館観覧料	○		
67	生涯学習	公民館施設使用料	○	○	○
68	生涯学習	プラネタリウム観覧料	○		
69	生涯学習	郷土文学館観覧料	○		
70	生涯学習	学習情報館使用料	○		
71	生涯学習	相馬村総合開発センター使用料			○
72	生涯学習	長慶閣使用料			○
73	生涯学習	生活改善センター使用料			○
74	生涯学習	相馬村僻地保健福祉館使用料			○
75	生涯スポーツ	弘前市弓道場使用料	○		
76	生涯スポーツ	千年庭球場使用料	○		
77	生涯スポーツ	小沢運動広場使用料	○		
78	生涯スポーツ	弘前市民体育館使用料	○		
79	生涯スポーツ	笹森記念体育館使用料	○		
80	生涯スポーツ	河西体育センター使用料	○		
81	生涯スポーツ	温水プール石川使用料	○		
82	生涯スポーツ	体育文化交流センター使用料	○		
83	生涯スポーツ	弘前市営プール使用料	○		
84	生涯スポーツ	弘前市城北ファミリープール使用料	○		
85	生涯スポーツ	東目屋スキー場ロフトウ使用料	○		
86	生涯スポーツ	鷹揚園庭球場使用料	○		

## 使用料一覧

整理番号	専門部会	使用料名	弘前市	岩木町	相馬村
87	生涯スポーツ	相馬村農村交流施設使用料			○
88	生涯スポーツ	相馬運動広場使用料			○
89	生涯スポーツ	弘前市運動公園有料公園施設使用料	○		
90	生涯スポーツ	弘前克雪トレーニングセンター使用料	○		
91	生涯スポーツ	岩木山総合公園有料施設使用料		○	
92	生涯スポーツ	B&G海洋センター使用料	○	○	
93	文化振興	弘前文化会館使用料	○		
94	文化振興	岩木文化センター使用料		○	
95	文化振興	文化センター駐車場使用料	○		
96	文化振興	市民会館使用料	○		
97	文化振興	駅前市民ホール使用料	○		
98	文化振興	弘前市立百石町展示館使用料	○		
99	文化振興	旧東奥義塾外人教師館入館料	○		
100	文化振興	旧弘前市立図書館入館料	○		

# 手数料一覧

整理番号	専門部会	手数料名	弘前市	岩木町	相馬村
1	管財	弘前駅前自転車駐車場利用料	○		
2	管財	契約履行証明書発行・交付手数料	○	○	○
3	税務	住宅用家屋証明申請手数料	○	○	○
4	税務	固定資産課税台帳等閲覧手数料	○	○	○
5	税務	資産証明手数料	○	○	○
6	税務	評価証明手数料	○	○	○
7	税務	課税証明手数料(固定資産税)	○	○	○
8	税務	所得証明手数料	○	○	○
9	税務	課税証明手数料(住民税)	○	○	○
10	税務	営業証明手数料	○	○	○
11	税務	軽自動車課税証明手数料	○	○	○
12	税務	軽自動車税納税証明手数料	○	○	○
13	税務	納税証明手数料	○	○	○
14	窓口業務	自動車臨時運行許可証交付手数料	○	○	○
15	窓口業務	身分証明書交付手数料	○	○	○
16	窓口業務	住民票の写し(世帯全員・個人)交付手数料	○	○	○
17	窓口業務	住民票の写し(記載事項証明)交付手数料	○	○	○
18	窓口業務	戸籍の附票の写し交付手数料	○	○	○
19	窓口業務	その他の証明書交付手数料	○	○	○
20	窓口業務	住基カード(再)交付手数料	○	○	○
21	窓口業務	広域交付住民票の写し(世帯全員・個人)交付手数料	○	○	○
22	窓口業務	印鑑登録証交付手数料	○	○	○
23	窓口業務	印鑑登録証再交付手数料	○	○	○
24	窓口業務	印鑑登録証明交付手数料	○	○	○
25	窓口業務	外国人登録原票の写しの交付手数料	○	○	○
26	窓口業務	外国人登録原票の記載事項証明交付手数料	○	○	○
27	窓口業務	住民票の写し(台帳閲覧)交付手数料	○	○	○
28	窓口業務	戸籍・除籍(改製原)謄抄本交付手数料	○	○	○
29	窓口業務	戸籍・除籍記載事項証明交付手数料	○	○	○

# 手数料一覧

整理番号	専門部会	手数料名	弘前市	岩木町	相馬村
30	窓口業務	戸籍届出の受理証明交付手数料	○	○	○
31	窓口業務	戸籍に係る書類閲覧手数料	○	○	○
32	住民生活	地縁団体認可証明書手数料	○	○	○
33	住民生活	地縁団体印鑑登録証明手数料	○	○	○
34	住民生活	放置自転車撤去保管料	○		
35	環境衛生	狂犬病予防注射済票交付手数料	○	○	○
36	環境衛生	狂犬病予防注射済票再交付手数料	○	○	○
37	環境衛生	犬の登録(鑑札交付)手数料	○	○	○
38	環境衛生	犬の鑑札の再交付手数料	○	○	○
39	斎場霊園	公営墓地管理手数料	○		
40	し尿・ごみ対策	一般廃棄物処理業許可手数料	○		
41	し尿・ごみ対策	一般廃棄物事業範囲変更の許可手数料	○		
42	し尿・ごみ対策	一般廃棄物許可証再交付手数料	○		
43	し尿・ごみ対策	浄化槽清掃業許可手数料	○		
44	し尿・ごみ対策	浄化槽清掃事業範囲変更の許可手数料	○		
45	し尿・ごみ対策	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	○		
46	し尿・ごみ対策	廃棄物処分手数料	○		
47	障害福祉	精神障害者ホームヘルパー派遣手数料		○	○
48	商工観光	計量器検査手数料	○		
49	観光物産	温泉供給契約更新手数料		○	
50	農政	農振関係証明手数料	○		
51	果樹・野菜	鳥獣飼養登録証交付手数料	○	○	○
52	農村整備	市有農道境界証明手数料	○		
53	農業委員会	耕作証明書手数料	○	○	○
54	都市計画	屋外広告物許可手数料	○	○	○
55	都市計画	都市計画に係るその他手数料	○		
56	都市計画	開発許可申請手数料	○		
57	都市計画	開発変更許可申請手数料	○		
58	都市計画	建築物特例許可申請手数料	○		

# 手数料一覧

整理番号	専門部会	手数料名	弘前市	岩木町	相馬村
59	都市計画	予定外建築物建築許可申請手数料	○		
60	都市計画	建築許可申請手数料	○		
61	都市計画	地位の承継承認申請手数料	○		
62	都市計画	開発登録簿写し交付申請手数料	○		
63	都市計画	都市計画法に適合する旨の証明手数料	○		
64	下水道	排水設備工事業者指定手数料	○	○	○
65	下水道	排水設備工事検査手数料	○	○	○
66	建設	道路境界証明手数料	○		
67	建設	道路幅員証明手数料	○		
68	建築住宅	優良宅地造成認定申請手数料	○	○	
69	建築住宅	優良住宅新築認定申請手数料	○	○	
70	建築住宅	確認申請手数料等	○		
71	上水道	工事検査手数料(上水道・簡易水道)		○	○
72	上水道	給水工事業者指定手数料(上水道・簡易水道)	○	○	○
73	上水道	消火栓使用立ち会い手数料(上水道・簡易水道)	○		
74	上水道	各種証明手数料(上水道・簡易水道)	○		
75	学校教育	幼稚園入園料	○		

## 公共的団体等の取扱いについて（協定項目15）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。

(1) 3市町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

ただし、統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 3市町村で独自の目的を持った団体については、原則として現行どおりとする。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

# 公共的団体等の取扱いについて

## 1 公共的団体等の定義

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人であるかないかは問わない。

## 2 主な公共的団体等の一覧

整理番号	弘前市	岩木町	相馬村
1	全国市議会議長会		
2	東北市議会議長会		
3	青森県市議会議長会		
4		青森県町村議会議長会	青森県町村議会議長会
5		中津軽郡町村議会議長会	中津軽郡町村議会議長会
6	全国都市監査委員会		
7	東北都市監査委員会		
8	青森県都市監査委員会		
9	全国市長会		
10	東北市長会		
11	青森県市長会		
12		青森県町村会	青森県町村会
13		中津軽郡町村会	中津軽郡町村会
14	青森県婦人防火クラブ連絡協議会	青森県婦人防火クラブ連絡協議会	青森県婦人防火クラブ連絡協議会
15	青森県山岳遭難防止対策協議会弘前支部	青森県山岳遭難防止対策協議会弘前支部	青森県山岳遭難防止対策協議会弘前支部
16	青森県地域情報(行政無線)ネットワーク等運営協議会	青森県地域情報(行政無線)ネットワーク等運営協議会	青森県地域情報(行政無線)ネットワーク等運営協議会
17	青森県防災ヘリコプター連絡協議会	青森県防災ヘリコプター連絡協議会	青森県防災ヘリコプター連絡協議会
18	青森県都市選挙管理委員会連合会		
19		中津軽郡選挙管理委員会連合会	中津軽郡選挙管理委員会連合会
20	弘前市明るい選挙推進協議会	岩木町明るい選挙推進協議会	相馬村明るい選挙推進協議会
21	弘前市統計研究会	中郡統計協会	中郡統計協会
22	弘前地区税務協議会	弘前地区税務協議会	弘前地区税務協議会
23	東北都市税務協議会		
24	東北地方税務協議会青森県部会		
25	弘前租税教育促進協議会		
26	弘前税務署管内税務関係団体協議会		
27	資産評価システム研究センター	資産評価システム研究センター	資産評価システム研究センター
28	弘前市納税貯蓄組合連合会	岩木町納税貯蓄組合連合会	相馬村納税貯蓄組合連合会
29	弘前地区防犯協会	弘前地区防犯協会	弘前地区防犯協会
30		弘前地区防犯協会岩木支部	弘前地区防犯協会相馬支部
31	暴力追放弘前市民会議		
32	弘前市町会連合会	岩木町町会連合会	相馬村行政連絡協議会



整理番号	弘前市	岩木町	相馬村
33	弘前人権擁護委員協議会	弘前人権擁護委員協議会	弘前人権擁護委員協議会
34	弘前人権擁護委員協議会弘前市支部	中津軽郡人権擁護推進部会	中津軽郡人権擁護推進部会
35	弘前消費者の会		
36	弘前交通安全協会	弘前交通安全協会	弘前交通安全協会
37		弘前交通安全協会岩木支部	弘前交通安全協会相馬支部
38	弘前市交通安全対策連絡会		相馬村交通安全対策協議会
39	弘前市交通安全母の会連合会	岩木町交通安全母の会	相馬村交通安全母の会
40	ひろさき環境パートナーシップ21	岩木山環境保全協議会	
41	弘前市社会福祉協議会	岩木町社会福祉協議会	相馬村社会福祉協議会
42	弘前地区保護司会	弘前地区保護司会	弘前地区保護司会
43	弘前市民生委員児童委員協議会	岩木町民生委員児童委員協議会	相馬村民生委員児童委員協議会
44	日本赤十字社青森県支部弘前市地区	日本赤十字社青森県支部岩木町分区	日本赤十字社青森県支部相馬村分区
45	弘前市赤十字奉仕団	岩木町赤十字奉仕団	相馬村赤十字奉仕団
46	弘前市遺族会	岩木町遺族会	相馬村遺族会
47		岩木町ふれあいボランティア会	
48	弘前市シルバー人材センター		
49	弘前市老人クラブ連合会	岩木町老人クラブ連合会	相馬村老人クラブ連合会
50	弘前市身体障害者福祉連合会	岩木町身体障害者福祉更生会	相馬村身体障害者福祉会
51	弘前地区心身障害児者父母の会連合会		
52	弘前市母子寡婦福祉会	岩木町母子寡婦福祉会	
53	弘前市子育てメイト連絡協議会	岩木町子育てメイト連絡協議会	相馬村子育てメイト連絡協議会
54	弘前市保育研究会		
55	弘前市食生活改善推進員会	岩木町食生活改善推進員会	相馬村食生活改善推進員
56	弘前市献血推進協議会		
57	弘前市医師会	弘前市医師会	弘前市医師会
58	弘前歯科医師会	弘前歯科医師会	弘前歯科医師会
59	青森県薬剤師会弘前支部	青森県薬剤師会弘前支部	青森県薬剤師会弘前支部
60	弘前商工会議所	岩木町商工会	相馬村商工会
61	弘前青年会議所	弘前青年会議所	弘前青年会議所
62	弘前観光協会	岩木町観光協会	
63	弘前市物産協会	岩木町物産協会	
64	つがる弘前農業協同組合	つがる弘前農業協同組合	相馬村農業協同組合
65	津軽石川農業協同組合		
66	ひろさき広域農業共済組合	ひろさき広域農業共済組合	ひろさき広域農業共済組合
67	弘前市認定農業者連絡協議会	岩木町認定農業者連絡協議会	相馬村認定農業者連絡協議会
68		岩木町農業振興対策協議会	相馬村農業青年の会
69	弘前市農業生産推進協議会		相馬村稲作生産組合ライスロマンクラブ
70	弘前りんごの会		
71		岩木りんご改植組合	相馬村りんご支会連合会
72	弘前市りんご共同防除組合連絡協議会		相馬村りんご共同防除組合連絡協議会
73			相馬わい化栽培技術研究会

統合  
2/27/20

整理番号	弘前市	岩木町	相馬村
74			相馬村りんご品種更新推進協議会
75	岩木川漁業協同組合		
76	弘前地方森林組合	弘前地方森林組合	弘前地方森林組合
77	青森県土地改良事業団体連合会	青森県土地改良事業団体連合会	青森県土地改良事業団体連合会
78	青森県土地改良事業団体連合会 中弘支部	青森県土地改良事業団体連合会 中弘支部	青森県土地改良事業団体連合会 中弘支部
79	目屋土地改良区		
80	津軽平川土地改良区		
81	杭止堰土地改良区	杭止堰土地改良区	杭止堰土地改良区
82	六羽川土地改良区		
83	長瀬堰土地改良区	長瀬堰土地改良区	
84	平川土地改良区		
85	相馬土地改良区		相馬土地改良区
86	弘前市和徳土地改良区		
87	弘前北部土地改良区		
88	石川土地改良区		
89	豊田土地改良区		
90	青女子堰土地改良区		
91	鬼沢楢木土地改良区		
92	岩木川地区土地改良区連合		
93	弘前市公園緑地協会		
94	弘前市下水道普及促進協力会		
95	弘前市地下埋設物対策協議会	中南黒地区地下埋設物連絡協議会	中南黒地区地下埋設物連絡協議会
96	岩木川流域下水道事業連絡協議会	岩木川流域下水道事業連絡協議会	
97	農業集落排水事業協力会		
98	建築住宅センター		
99	日本水道協会	日本水道協会	日本水道協会
100		津軽地区水道事業協議会	津軽地区水道事業協議会
101	弘前管工事業協同組合		
102	弘前地区公益事業等暴力対策協議会		
103	水道技術管理者協議会		
104	青森県管工機材商業協同組合		
105	弘前幼稚園協会		
106	弘前市社会教育協議会		
107			相馬村子ども会育成協議会
108	弘前市子ども会連合会		
109	弘前市地域婦人連合会	岩木町婦人会	相馬村婦人会
110	弘前市連合父母と教師の会	岩木町連合PTA	相馬村連合PTA
111			相馬村高校生父母の会
112	弘前市子どもを守る環境浄化市民会議	岩木町青少年健全育成協議会	
113		岩木町文化協会	

整理番号	弘前市	岩木町	相馬村
114	弘前市民俗芸能保存連合会	五代獅子舞保存会 鳥井野獅子踊保存会 岩木登山囃子保存会 八幡太鼓保存会	黒滝獅子舞保存会 紙漣沢獅子舞保存会 紙漣沢子ども獅子舞 相馬獅子保存会 相馬村登山ばやし愛好会
115	弘前市合唱連盟		
116	弘前市児童文化研究サークル連合会		
117	弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会		
118	弘前市体育協会	岩木町体育協会	相馬村体育協会

### 3 地方公共団体の役割

地方自治法第157条においては、普通地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるほか、必要に応じて事務の報告等を求めたり、事務を視察することができることと規定されている。

### 4 公共的団体等の責務

市町村の合併の特例に関する法律第16条第8項においては、公共的団体等は、市町村の合併に際して、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないと規定されている。

## 補助金・交付金等の取扱いについて（協定項目16）

補助金・交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 団体運営に係る補助金・交付金等については、合併時は原則として現行どおりとする。  
ただし、各市町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、できるだけ早い機会に、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- 2 事業に係る補助金・交付金等については、事業の目的、効果を考慮し調整する。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

補助金・交付金等一覧表

整理番号	専門部会	補助金・交付金等の名称	団体運営費、事業費の別		実施状況		
			団体運営費	事業費	弘前市	岩木町	相馬村
1	総務	相馬中学校卒業生関東地区就労者の会	○				○
2	総務	東京岩木会	○			○	
3	総務	弘前聾学校補助金		○	○		
4	消防・防災	消防屯所等施設整備補助金		○	○		
5	消防・防災	消防屯所等施設光熱水費補助金		○	○		
6	企画	協働のまちづくり支援事業助成金		○		○	
7	企画	生活交通路線維持費補助金		○	○	○	○
8	企画	弘前市全日本リンゴ追分コンクール事業補助		○	○		
9	企画	国際交流夏まつり補助		○	○		
10	企画	路線バス運行費補助金		○	○	○	○
11	企画	融雪装置設置貸付金利子補給補助		○	○		
12	収納	納税貯蓄組合連合会補助金	○		○	○	○
13	収納	納税貯蓄組合事務費補助金	○		○	○	○
14	収納	納税組合設立補助金	○		○	○	
15	住民生活	町会等事務費交付金	○		○		
16	住民生活	町会連合会事務費補助金	○		○		
17	住民生活	集会所設置補助金		○	○	○	
18	住民生活	街灯電気料町会補助金		○	○	○	
19	住民生活	街灯修繕料補助金		○	○		
20	住民生活	地区自衛隊協力会補助金		○			○
21	住民生活	地区自衛隊父兄会補助金	○			○	○
22	住民生活	弘前人権擁護委員協議会各部会補助金	○		○	○	○
23	住民生活	人権擁護委員個人負担に係る補助		○			○
24	住民生活	弘前市交通安全協会交通指導隊活動費補助金		○	○		
25	住民生活	市町村交通安全協会補助金	○			○	○
26	住民生活	弘前市交通安全母の会連合会交通安全運動費補助金		○	○		
27	住民生活	交通安全母の会補助金	○			○	○
28	住民生活	チャイルドシート補助金		○		○	
29	住民生活	弘前市町会連合会交通安全運動費補助金		○	○		
30	住民生活	弘前地区防犯協会負担金	○		○	○	○
31	住民生活	弘前地区防犯協会支部・支隊補助金	○			○	○
32	住民生活	暴力追放市民会議負担金	○		○		
33	住民生活	消費者の会事業費補助金	○		○		
34	環境衛生	環境衛生推進活動費補助金		○	○		
35	環境衛生	環境基本計画推進活動費補助金	○		○		
36	環境衛生	岩木山環境保全協議会負担金	○			○	
37	斎場霊園	共同墓地整備補助金		○		○	
38	し尿・ごみ対策	生ごみ減量等推進事業補助金		○	○	○	

補助金・交付金等一覧表

整理番号	専門部会	補助金・交付金等の名称	団体運営費、事業費の別		実施状況		
			団体運営費	事業費	弘前市	岩木町	相馬村
39	し尿・ごみ対策	ごみ集積所設置補助金		○		○	
40	し尿・ごみ対策	資源回収運動推進報奨金		○	○	○	○
41	福祉総務	社会福祉協議会補助金	○		○	○	○
42	福祉総務	遺族会補助金	○			○	○
43	福祉総務	民生委員・児童委員協議会補助金	○		○	○	○
44	福祉総務	保護司会補助金	○		○	○	○
45	福祉総務	施設整備補助金		○	○		○
46	高齢福祉	老人クラブ連合会補助金	○	○	○	○	○
47	高齢福祉	単位老人クラブ補助金	○	○	○	○	○
48	高齢福祉	老人福祉センター事業費補助金	○		○		
49	高齢福祉	シルバー人材センター補助金	○	○	○		
50	高齢福祉	敬老大会事業補助金		○	○		
51	障害福祉	身体障害者関係団体補助金	○		○	○	○
52	障害福祉	知的障害者関係団体補助金	○		○		
53	障害福祉	精神障害者地域生活援助事業費補助金		○	○	○	
54	障害福祉	精神障害者居宅介護等事業費補助金		○	○		
55	障害福祉	障害者小規模作業所運営費補助金	○		○	○	
56	障害福祉	精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金	○		○		
57	児童母子福祉	延長保育促進事業補助金		○	○	○	
58	児童母子福祉	一時保育促進事業補助金		○	○		
59	児童母子福祉	長時間延長保育促進基盤整備事業補助金		○	○		
60	児童母子福祉	休日保育事業補助金		○	○		
61	児童母子福祉	児童館母親クラブ活動費補助金		○	○		
62	児童母子福祉	子育てサポーター活動支援補助金		○	○		
63	児童母子福祉	子育てメイト組織活動費補助金		○	○	○	○
64	児童母子福祉	母子・寡婦福祉連合会助成事業補助金	○		○	○	
65	国保・年金	津軽路マンスリーフェスタ大会運営費補助金		○	○		
66	健康推進	病院群輪番制病院運営費補助金		○	○		
67	健康増進	食生活改善推進員会補助金	○		○		
68	健康増進	弘前市民健康推進協議会交付金	○		○		
69	健康増進	弘前市医師会健診施設管理運営補助金		○	○		
70	健康増進	保健協力員会補助金	○			○	
71	健康増進	弘前市医師会保健指導補助		○	○		
72	健康増進	弘前歯科医師会保健指導補助		○	○		
73	健康増進	公衆浴場施設整備事業費補助金		○	○		
74	健康増進	献血推進協議会交付金	○		○		
75	健康推進	弘前市医師会付属看護学院運営費補助金	○		○		

補助金・交付金等一覧表

整理番号	専門部会	補助金・交付金等の名称	団体運営費、事業費の別		実施状況		
			団体運営費	事業費	弘前市	岩木町	相馬村
76	健康推進	病院群輪番制病院施設整備費補助金		○	○		
77	商工労政	商工会商工会議所補助金	○		○	○	○
78	商工労政	中小企業振興事業負担金		○	○		
79	商工労政	商店街振興育成補助金		○	○		
80	商工労政	商業連合会補助金		○	○		
81	商工労政	研修等人材育成補助金		○	○		
82	商工労政	青森県中小企業団体中央会補助金		○	○		
83	商工労政	地方卸売市場整備補助金		○	○		
84	商工労政	土手町活性化イベント事業補助金		○	○		
85	商工労政	弘前市場まつり事業費補助金		○	○		
86	商工労政	岩木夏まつり開催事業費補助金		○		○	
87	商工労政	商店街交通量調査費補助金		○	○		
88	商工労政	商店街近代化促進補助金		○	○		
89	商工労政	青森県商店空き店舗利用資金特別保証融資利子補給金		○	○		
90	商工労政	特別保証融資利子補給金		○	○		
91	商工労政	商業近代化資金利子補給金		○	○		
92	商工労政	青森県漆器協同組合連合会補助金	○	○	○		
93	商工労政	特別保証融資信用保証料補助金		○	○		
94	商工労政	青森県商店空き店舗利用資金特別保証融資信用保証料補助金		○	○		
95	商工労政	青森県創業支援資金特別保証融資信用保証料補助金		○	○		
96	商工労政	青森県中小流通等改善促進資金融資特別保証融資信用保証料補助金		○	○		
97	商工労政	TMO補助金		○	○		
98	商工労政	工場等設置奨励費補助金		○	○		
99	商工労政	技術講習会開催事業補助金		○	○		
100	商工労政	ITベンチャー・インキュベーター事業費補助金		○	○		
101	商工労政	産業振興プロジェクト支援助成金		○			○
102	商工労政	障害者雇用奨励金		○	○		
103	商工労政	中高年齢者雇用奨励金		○	○		
104	商工労政	雇用奨励金		○		○	
105	商工労政	雇用対策協議会補助金		○	○		
106	商工労政	認定職業訓練事業費補助金		○	○	○	
107	商工労政	労働者福祉協議会事業補助金		○	○		
108	観光物産	観光協会事業補助金	○	○	○	○	
109	観光物産	物産協会補助金	○	○	○	○	
110	観光物産	弘前さくらまつり演芸場運営負担金		○	○		
111	観光物産	津軽五大民謡大会運営負担金		○	○		
112	観光物産	弘前城ミス桜コンテスト負担金		○	○		

補助金・交付金等一覧表

整理番号	専門部会	補助金・交付金等の名称	団体運営費、事業費の別		実施状況		
			団体運営費	事業費	弘前市	岩木町	相馬村
113	観光物産	大仏公園さくらまつり補助金		○	○		
114	観光物産	さくらまつり交通対策委員会交付金	○		○		
115	観光物産	弘前ねぶた製作、運行奨励金		○	○		
116	観光物産	弘前ねぶたまつり運営負担金		○	○		
117	観光物産	チビッコねぶたのお通りだい運行負担金		○	○		
118	観光物産	弘前城菊と紅葉まつり運営委員会負担金		○	○		
119	観光物産	弘前城雪燈籠まつり運営委員会負担金		○	○		
120	観光物産	商店街掲示用まつり等歓迎フラッグ補助金		○	○		
121	観光物産	21世紀祭りプロジェクト創造事業補助金		○	○		
122	観光物産	津軽の食と産業まつり補助金		○	○		
123	観光物産	青森県岩木町全国風揚げ大会		○		○	
124	観光物産	青森県ジュニアアルペンスキー大会		○		○	
125	観光物産	岩木山選抜ジャイアントスラローム大会		○		○	
126	観光物産	津軽山唄全国大会		○		○	
127	観光物産	岩木山巨木の森音楽祭		○		○	
128	観光物産	チャレンジヒルクライム岩木山		○		○	
129	観光物産	ろうそくまつり運営補助金		○			○
130	農政	認定農業者育成事業費補助金	○				○
131	農政	果樹経営安定対策事業費補助金		○	○	○	○
132	農政	中山間地域直接支払制度交付金		○	○	○	○
133	農政	農業振興団体補助金	○			○	
134	農政	農業後継者対策事業費補助金	○				○
135	農政	農業地域活性化イベント事業費補助金	○			○	
136	農政	平成15年災害資金利子補給費補助金		○	○	○	○
137	農政	平成16年災害資金利子補給費補助金		○	○	○	○
138	農政	津軽の「食」と「産業」まつり地元農産物販売運営委員会補助金		○	○		
139	農政	農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金		○	○	○	○
140	農政	農家経営安定支援利子助成事業費補助金		○		○	
141	農政	農業経営改善支援利子助成事業費補助金		○	○		
142	農政	青森県農林漁業災害経営資金利子補給補助金		○	○		○
143	農政	トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金		○	○		
144	農政	新規就農者営農開始支援事業費補助金		○	○		



補助金・交付金等一覧表

整理番号	専門部会	補助金・交付金等の名称	団体運営費、事業費の別		実施状況		
			団体運営費	事業費	弘前市	岩木町	相馬村
145	農政	特定農山村地域市町村活動支援事業		○			○
146	農政	バイオマス活用フロンティア推進事業費補助		○	○		
147	水田	数量調整円滑化推進事業費補助金		○	○	○	○
148	水田	適地適作物品質向上支援事業費補助金		○		○	
149	水田	酒米生産推進対策事業費補助金		○	○		
150	水田	つがるロマン作付拡大推進事業費補助金		○	○		
151	水田	稲わら収集機導入事業費補助金		○	○		
152	水田	転作協議会等推進事業補助金		○	○		
153	水田	地域間調整推進事業補助金		○	○		
154	水田	転作団地化等支援事業補助金		○	○		
155	果樹・野菜	有害鳥獣駆除活動費補助金		○	○	○	○
156	果樹・野菜	農業生産総合対策事業費補助金		○	○	○	○
157	果樹・野菜	りんごわい化栽培研究会補助金	○				○
158	果樹・野菜	りんご協会地区連絡協議会補助金	○				○
159	果樹・野菜	新規作物導入研究事業費補助金		○		○	
160	果樹・野菜	特産果樹等苗木購入補助金		○			○
161	果樹・野菜	特産果樹等振興支援事業費補助金		○	○		○
162	果樹・野菜	味来(嶽きみ)作付定着事業補助金		○		○	
163	果樹・野菜	りんご園鳥害防止事業費補助金		○			○
164	果樹・野菜	りんご性フェロモン導入推進事業費補助金		○	○	○	○
165	果樹・野菜	りんご主要病害虫防除対策事業費補助金		○	○	○	
166	果樹・野菜	青森県共同防除組織再編強化支援事業費補助金		○	○	○	○
167	果樹・野菜	高能率農業機械導入事業費補助金		○		○	
168	果樹・野菜	畑作園芸ハイハウス設置事業費補助金		○		○	
169	果樹・野菜	りんご等改植農家経営維持安定資金利子補給補助金		○	○	○	○
170	果樹・野菜	あおもり施設農業拡大対策事業費補助金		○	○		
171	果樹・野菜	あおもり園芸特産産地育成化事業費補助金		○	○		
172	果樹・野菜	あおもり「冬の農業」施設整備対策事業費補助金		○	○		
173	果樹・野菜	シャモロック育成事業費補助金		○	○		
174	果樹・野菜	野生猿駆除等対策事業費補助金		○	○		
175	果樹・野菜	青森県野菜価格安定事業負担金		○	○	○	
176	果樹・野菜	樹冠浸水りんご園地復旧緊急対策事業費補助金		○	○		
177	果樹・野菜	台風災害りんご特別緊急対策事業費補助金		○	○	○	○
178	果樹・野菜	あおもり「有機の郷づくり」条件整備事業費補助金		○	○		

補助金・交付金等一覧表

整理番号	専門部会	補助金・交付金等の名称	団体運営費、事業費の別		実施状況		
			団体運営費	事業費	弘前市	岩木町	相馬村
179	林業	森林整備地域活動支援交付金		○	○		
180	農村整備	土地改良施設維持管理適正化事業補助金		○			○
181	農村整備	農道水路等改良事業費補助金		○	○	○	
182	農村整備	土地改良事業費等補助（分担金納付事業費補助）		○	○		
183	農村整備	担い手育成支援事業補助金		○	○		
184	農村整備	災害復旧事業費補助金		○	○	○	
185	農業委員会	弘前市青年交流会実行委員会補助金	○		○		
186	農業委員会	弘前市農業経営者協議会運営費補助金	○		○		
187	下水道	水洗便所改造等貸付金利子補給補助金		○	○		
188	下水道	下水道加入促進利子補給補助金		○		○	
189	下水道	浄化槽設置整備事業費補助金		○	○		
190	下水道	農業集落排水事業促進協議会補助金	○		○	○	
191	下水道	日本下水道事業団補助金	○		○		
192	下水道	弘前市下水道普及促進協力会運営費補助金	○		○		
193	建設	融雪施設及び消流雪溝管理運営費補助金	○		○		
194	建設	弘前市流雪溝利用管理組合連絡協議会交付金	○		○		
195	建設	弘前市町会等側溝清掃交付金	○		○		
196	建設	除雪事業補助金	○			○	
197	建設	パートナーシップ排雪制度補助金	○		○		
198	建築住宅	高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金		○	○	○	
199	建築住宅	借上市営住宅等建設事業費補助金		○	○		
200	上水道	水道料金納入報奨金	○		○	○	
201	教育総務	私立高等学校教育振興費補助金		○	○		
202	教育総務	中弘南黒地区定時制通信制教育振興補助金		○	○	○	○
203	教育総務	県立弘前ろう学校就学児童生徒行事費補助金		○	○	○	○
204	学校教育	弘前市小学校教育研究協議会補助金	○		○		
205	学校教育	中郡小学校教育研究会補助金	○			○	○
206	学校教育	小・中・高連携事業補助金		○		○	
207	学校教育	学校保健会運営補助金	○		○	○	
208	学校教育	中郡学校保健会運営費補助金	○			○	○
209	学校教育	幼稚園就園奨励事業補助金		○	○	○	○
210	学校教育	幼稚園すくすく子育て支援事業補助金		○	○	○	○
211	学校教育	私立幼稚園教材費補助金		○	○		
212	学校教育	特殊学級就学奨励費補助金		○	○	○	○

補助金・交付金等一覧表

整理番号	専門部会	補助金・交付金等の名称	団体運営費、事業費の別		実施状況		
			団体運営費	事業費	弘前市	岩木町	相馬村
213	学校教育	通学費補助金		○	○	○	
214	学校教育	就学援助費		○	○	○	○
215	学校教育	弘前地区中学校教育研究会補助金	○		○	○	○
216	学校教育	中郡視聴覚教育研究会補助金	○			○	○
217	学校教育	中郡音楽教育研究会補助金	○			○	○
218	学校教育	弘前市小中学校生徒指導連絡協議会補助金	○		○		
219	学校教育	弘前市中学校生徒指導連絡協議会補助金	○		○		
220	学校教育	中郡中学校生徒指導連絡協議会補助金	○			○	○
221	学校教育	小中学校公開研究自主事業補助金		○	○		
222	学校教育	弘前私立幼稚園連合会研修事業補助金		○	○		
223	学校教育	弘前市小・中学校児童生徒尾島町交流事業補助金		○	○		
224	学校教育	弘前市中学生国際交流学習事業補助金		○	○		
225	学校教育	マーチン市中学生受入れ事業補助金		○	○		
226	学校教育	A L T 住宅入居補助金		○		○	
227	生涯学習	ボーイスカウト弘前地区協議会事業補助金	○		○		
228	生涯学習	ガールスカウト弘前地区委員会事業補助金	○		○		
229	生涯学習	地域婦人会連合会事業補助金	○		○	○	○
230	生涯学習	連合 P T A 事業補助金	○		○	○	○
231	生涯学習	学校管理下外親子安全保険事業補助金		○	○		
232	生涯学習	夢・科学-21「科学への招待」事業補助金		○	○		
233	生涯学習	子ども会連合会事業補助金	○		○		
234	生涯学習	著作物出版補助金		○	○		
235	生涯学習	こどもを守る環境浄化市民会議活動費補助金	○		○		
236	生涯学習	イベント実行委員会補助金		○		○	
237	生涯学習	地域公民館活性化助成金		○		○	
238	生涯学習	ふるさと探偵塾補助金		○		○	
239	生涯学習	少年海外派遣補助金		○		○	
240	生涯学習	少年国内交流派遣補助金		○		○	
241	生涯学習	青少年健全育成協議会補助金	○			○	
242	生涯学習	P T A スクール補助金	○			○	
243	生涯学習	公民館連絡協議会補助金	○			○	
244	生涯学習	学校 P T A 活動補助金	○			○	
245	生涯学習	町会公民館活動補助金	○			○	
246	生涯学習	女性のまつり実行委員会補助金	○			○	
247	生涯学習	子ども会育成連絡協議会補助金	○				○

補助金・交付金等一覧表

整理番号	専門部会	補助金・交付金等の名称	団体運営費、事業費の別		実施状況		
			団体運営費	事業費	弘前市	岩木町	相馬村
248	生涯学習	高校生父母の会補助金	○				○
249	生涯学習	公民館長連絡協議会補助金	○				○
250	生涯スポーツ	県高校総体運営費補助金		○	○		
251	生涯スポーツ	弘前地区中学校体育大会運営費補助金		○	○		
252	生涯スポーツ	青森県中学校体育大会運営費補助金		○	○		
253	生涯スポーツ	東北中学校体育大会運営費補助金		○	○		
254	生涯スポーツ	小中学校各種大会出場補助金		○	○	○	○
255	生涯スポーツ	小学校連合体育大会運営費補助金		○	○		
256	生涯スポーツ	B&G体験クルーズ派遣補助金		○		○	
257	生涯スポーツ	B&G海洋体験セミナー派遣補助金		○		○	
258	生涯スポーツ	津軽路ロマンティックマラソン実行委員会補助金		○	○	○	○
259	生涯スポーツ	全国選抜社会人学生相撲大会運営費補助金		○	○		
260	生涯スポーツ	鷹揚旗選抜剣道大会運営費補助金		○	○		
261	生涯スポーツ	全日本選抜還暦軟式野球大会運営費補助金		○	○		
262	生涯スポーツ	東北高校サッカー選手権大会運営費補助金		○	○		
263	生涯スポーツ	東北レディスバドミントン大会運営費補助金		○	○		
264	生涯スポーツ	町民トリプルボール補助金		○		○	
265	生涯スポーツ	岩木山総合公園杯野球大会補助金		○		○	
266	生涯スポーツ	町民クラフト・ゴルフ大会補助金		○		○	
267	生涯スポーツ	町長杯少年柔道大会補助金		○		○	
268	生涯スポーツ	町長杯卓球大会補助金		○		○	
269	生涯スポーツ	町長杯少年空手道大会補助金		○		○	
270	生涯スポーツ	岩木山総合公園杯バスケットボール大会補助金		○		○	
271	生涯スポーツ	マラソン in 町実行委員会補助金		○		○	
272	生涯スポーツ	県高校総体ソフトテニス大会補助金		○		○	
273	生涯スポーツ	東北総合体育大会空手道大会補助金		○		○	
274	生涯スポーツ	各種大会参加費補助金		○	○	○	
275	生涯スポーツ	各種全国スポーツ大会派遣補助金		○	○	○	
276	生涯スポーツ	基礎スキージュニアレッスン教室補助金		○		○	
277	生涯スポーツ	美瑛町スキー大会派遣補助金		○		○	
278	生涯スポーツ	弘前市立中学校体育指導強化事業補助金		○	○		
279	生涯スポーツ	幼児体育リズム講習会運営費補助金		○	○		
280	生涯スポーツ	武道教室運営費補助金		○	○		
281	生涯スポーツ	岩木町合宿実行委員会補助金		○		○	
282	生涯スポーツ	体育協会補助金	○	○	○	○	○

補助金・交付金等一覧表

整理 番号	専門部会	補助金・交付金等の名称	団体運営費、事業費の別		実施状況		
			団体運営費	事業費	弘前市	岩木町	相馬村
283	生涯スポーツ	スポーツ少年団事業補助金		○		○	
284	生涯スポーツ	県民駅伝大会実行委員会補助金		○		○	○
285	生涯スポーツ	県民体育大会出場補助金		○		○	
286	生涯スポーツ	県民体育大会実行委員会補助金		○			○
287	生涯スポーツ	生涯スポーツフェスティバル事業補助金		○			○
288	文化振興	弘前市社会教育協議会事業補助金		○	○		
289	文化振興	よみがえる津軽のこころ実行委員会補助金		○	○		
290	文化振興	音楽芸術後継者育成事業補助		○	○		
291	文化振興	弘前市民俗芸能保存育成事業補助金		○	○		
292	文化振興	岩木町民祭運営委員会補助金		○		○	
293	文化振興	弘前市児童文化研究サークル連合会事業補助金		○	○		
294	文化振興	弘前地区中学校文化連盟事業補助金		○	○		
295	文化振興	弘前市小学校文化連盟事業補助金		○	○		
296	文化振興	岩木町文化協会補助金	○			○	
297	文化振興	高照神社文化財保護活用補助金		○		○	
298	文化振興	五代獅子舞保存会補助金	○			○	
299	文化振興	鳥井野獅子踊保存会補助金	○			○	
300	文化振興	登山囃子保存会補助金	○			○	
301	文化振興	八幡太鼓保存会補助金	○			○	
302	文化振興	獅子舞保存会等（5団体）補助金	○				○
303	文化振興	小・中学校芸術文化大会派遣補助金		○	○		
304	文化振興	伝統的建造物群保存地区保存修理補助金		○	○		
305	文化振興	重要文化財修理事業補助金		○	○		
306	文化振興	国重要文化財管理事業費補助金		○	○		
307	文化振興	国県重要文化財維持管理事業費補助金		○	○		

町名・字名の取扱いについて（協定項目17）

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

3市町村の町名・字名は、現行どおりとする。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

## 町名・字名の具体例

- 1 弘前市：変更なし。
- 2 岩木町：中津軽郡岩木町を弘前市に置き換え、大字及び小字名は変更なし。

例 1) 中津軽郡岩木町大字一町田字村元 → 弘前市大字一町田字村元

例 2) 中津軽郡岩木町大字賀田一丁目 → 弘前市大字賀田一丁目

- 3 相馬村：中津軽郡相馬村を弘前市に置き換え、大字及び小字名は変更なし。

例) 中津軽郡相馬村大字藍内字富田 → 弘前市大字藍内字富田

慣行の取扱いについて（協定項目18）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。


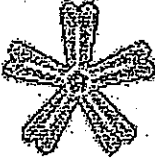

市章、市民憲章、市の花・木・鳥及び宣言については、新市において検討する。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆



### 3市町村の状況

市町村名	弘前市	岩木町	相馬村
市町村章	 <p>(明治33年6月4日制定)</p>	 <p>(昭和34年6月1日制定)</p>	 <p>(昭和43年10月23日制定)</p>
市町村民憲章	—	<p>岩木町民憲章</p> <p>わたしたちは、霊峰岩木山のふところにいだかれ、清流岩木川に守られた津軽文化発祥の地岩木町の町民です。 わたしたちは、ふるさと岩木町をより住みよい町にするため、この憲章を定めます。</p> <p>いのちを大切に 夢と活力を育て健康づくりにつとめましょう</p> <p>和を大切に 教養と文化を高め人づくりにつとめましょう</p> <p>きまりを大切に 明るく豊かな町づくりにつとめましょう</p> <p>(昭和55年9月1日制定)</p>	<p>相馬村民憲章</p> <p>私たちは、相馬村民として、先人の築いた歴史と誇りをもち、相馬村の未来を拓く担い手としての自覚を高めるためこの憲章を定めます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そ、 村民一人ひとりの触れあいを大切にし安らぎのある住みよい村づくりに努めます。</li> <li>・う、 美しい自然の保護と活用を図り、活力のある豊かな村づくりに努めます。</li> <li>・ま、 学ぶ意欲を高め文化や産業の発展をめざし、夢のある伸びゆく村づくりに努めます。</li> </ul> <p>(平成元年7月1日制定)</p>
花・木・鳥	<p>花—さくら 木—りんご</p> <p>(平成5年4月1日制定)</p>	<p>花—みちのくこざくら 木—梅 鳥—うぐいす</p> <p>(昭和55年9月1日制定)</p>	<p>花—福寿草 木—カツラ 鳥—カッコウ</p> <p>(平成元年7月1日制定)</p>
宣言	<p>平和都市宣言</p> <p>(平成8年6月26日)</p>	—	—

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目19）

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 保険料、保険税の別は、弘前市の例により保険料とする。
- 2 保険料の減額賦課については、現行どおりとする。
- 3 賦課方式については、弘前市・岩木町の例による。
- 4 保険料率については、平成18年度に統一する。
- 5 保険料の納期については、弘前市・岩木町の例による。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

1 保険料、保険税の別

弘前市	岩木町	相馬村
国民健康保険料	国民健康保険税	国民健康保険税

↑

弘前市の例による。

2 減額賦課

弘前市	岩木町	相馬村
7割、5割、2割軽減	7割、5割、2割軽減	7割、5割、2割軽減

↑

現行どおり。

3 賦課方式

弘前市	岩木町	相馬村
所得割額、均等割額、平等割額の合計	所得割額、均等割額、平等割額の合計	所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計

↑

弘前市、岩木町の例による。

4 保険料率

弘前市	岩木町	相馬村																																																																													
<table border="1"> <tr> <td>医療分</td> <td>12.0/100</td> <td>9.2/100</td> <td>10.7/100</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>1.2/100</td> <td>1.3/100</td> <td>1.6/100</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>26,880円</td> <td>21,600円</td> <td>42,0/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>25,200円</td> <td>28,800円</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>3,600円</td> <td>3,000円</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>530,000円</td> <td>530,000円</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賦課限度額 530,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80,000円</td> </tr> </table>	医療分	12.0/100	9.2/100	10.7/100	介護分	1.2/100	1.3/100	1.6/100	所得割	26,880円	21,600円	42,0/100	均等割	25,200円	28,800円	33,600円	平等割	3,600円	3,000円	7,800円	賦課限度額	530,000円	530,000円	40,200円				賦課限度額 530,000円				80,000円	<table border="1"> <tr> <td>医療分</td> <td>9.2/100</td> <td>10.7/100</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>1.3/100</td> <td>1.6/100</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>21,600円</td> <td>42,0/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>28,800円</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>3,000円</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>530,000円</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>賦課限度額 530,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>80,000円</td> </tr> </table>	医療分	9.2/100	10.7/100	介護分	1.3/100	1.6/100	所得割	21,600円	42,0/100	均等割	28,800円	33,600円	平等割	3,000円	7,800円	賦課限度額	530,000円	40,200円			賦課限度額 530,000円			80,000円	<table border="1"> <tr> <td>医療分</td> <td>10.7/100</td> <td>1.6/100</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>1.6/100</td> <td>1.6/100</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>42.0/100</td> <td>12.0/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>33,600円</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>40,200円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>6,600円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </table>	医療分	10.7/100	1.6/100	介護分	1.6/100	1.6/100	所得割	42.0/100	12.0/100	資産割	33,600円	7,800円	均等割	40,200円	6,600円	平等割	6,600円	80,000円	賦課限度額	530,000円	80,000円
医療分	12.0/100	9.2/100	10.7/100																																																																												
介護分	1.2/100	1.3/100	1.6/100																																																																												
所得割	26,880円	21,600円	42,0/100																																																																												
均等割	25,200円	28,800円	33,600円																																																																												
平等割	3,600円	3,000円	7,800円																																																																												
賦課限度額	530,000円	530,000円	40,200円																																																																												
			賦課限度額 530,000円																																																																												
			80,000円																																																																												
医療分	9.2/100	10.7/100																																																																													
介護分	1.3/100	1.6/100																																																																													
所得割	21,600円	42,0/100																																																																													
均等割	28,800円	33,600円																																																																													
平等割	3,000円	7,800円																																																																													
賦課限度額	530,000円	40,200円																																																																													
		賦課限度額 530,000円																																																																													
		80,000円																																																																													
医療分	10.7/100	1.6/100																																																																													
介護分	1.6/100	1.6/100																																																																													
所得割	42.0/100	12.0/100																																																																													
資産割	33,600円	7,800円																																																																													
均等割	40,200円	6,600円																																																																													
平等割	6,600円	80,000円																																																																													
賦課限度額	530,000円	80,000円																																																																													

↑

平成18年度に統一する。ただし、具体的な料率は、保険給付に見合うように算定する。

5 保険料の納期

弘前市	岩木町	相馬村
8期制(7月から翌年の2月)納期限は各月末(12月は28日)。ただし、その日が土日祝日の場合はその次の日。	8期制(7月から翌年の2月)納期限は各月末(12月は28日)。ただし、その日が土日祝日の場合はその次の日。	4期制(7月、9月、11月、12月)納期限は各月末(12月は25日)。ただし、その日が土日祝日の場合はその次の日。

↑

弘前市、岩木町の例による。

## 介護保険事業の取扱いについて（協定項目20）

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期（平成17年度）までは、現行どおりとし、第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）を新市において策定する。
- 2 介護保険料率については、平成18年度に統一する。
- 3 介護保険料単独減免措置事業については、弘前市の例による。
- 4 保険料の納期については、弘前市の例による。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

1 介護保険事業計画

第1期事業計画		第2期事業計画		第3期事業計画	
第1期事業運営期間		第2期事業運営期間		第3期事業運営期間	
12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
18年度	19年度	20年度			

第3期事業計画を新市において作成する。

2 保険料率	弘前市	岩木町	相馬村
	4,276円	4,100円	4,744円

平成18年度に統一する。ただし、具体的な料率は、保険給付に見合うように算定する。

3 介護保険料単独減免措置事業	弘前市	岩木町	相馬村
生活保護基準相当額以下の収入で、生活保護を受給していない者の介護保険料を申請により減免する。		未実施	未実施
平成15年度実績	1,647千円		

弘前市の例による。

4 保険料の納期	弘前市	岩木町	相馬村
8期制(7月から翌年の2月)納期限は各月末(ただし、その日が土日祝日の場合その次の日。12月は28日を納期限としている。)	6期制(4月、6月、8月、10月、12月、2月)納期限は各月末(ただし、その日が土日祝日の場合その次の日。12月は28日を納期限としている。)	4期制(7月、9月、11月、12月)納期限は各月末(ただし、その日が土日祝日の場合その次の日。12月は25日を納期限としている。)	

弘前市の例による。

## 消防団の取扱いについて（協定項目2.1）

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

### 1 消防団の組織機構

- (1) 3市町村の消防団員は、新市の消防団員として引き継ぐ。
- (2) 組織については、合併時に方面団方式を採用し、方面団の中に地区団を配置する体制に再編する。

### 2 消防団員の報酬等

- (1) 報酬及び手当については、合併時に再編する。
- (2) 費用弁償（旅費）については、新市の一般職の職員の例による。

### 3 消防団員の任免

- (1) 任免については、弘前市の例により、合併時に統合する。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

# 事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	消防・防災

コード	分類	事業	校番	事務事業名
	X-1-2	7	0	消防団組織機構

## 各自治体の現況

### 組織機構

#### <合併前>

現況(3市町村の合計)		各市町村の定数			
階級	職名	定数	弘前市	岩木町	相馬村
団長	団長	3	1	1	1
	副団長	7	3	2	2
副団長	地区団長	16	16		
	団本部付	19	6	9	4
	地区団付	16	16		
分団長	分団長	111	89	18	4
	副分団長(団本部付含む)	112	90	18	4
部長	(団本部付含む)	116	90	18	8
班長	(団本部付含む)	228	180	40	8
団員	(団本部付含む)	1,452	1,055	274	123
計		2,080	1,546	380	154

3消防団、16地区団、3団本部付、111分団  
(団本部付に女性消防団員を含む)

#### <合併後>

統合組織体制		職名	定数
団長	団長	1	6
	方面団長	5	
副団長	方面副団長	7	
	団付隊長	4	
	地区団長	20	31
分団長	団付	2	
	地区副団長	22	135
	分団長	111	
副分団長	(団付含む)		112
部長	(団付含む)		116
班長	(団付含む)		228
団員	(団付含む)		1,452
計			2,080

5方面団、1団付、20地区団、111分団  
(団付に女性消防団員を含む)

方面団方式を採用し、方面団の中に地区団を配置

※ 方面団長が副団長を兼任

### 課 題

弘前市のみが地区団制を設け、組織に相違が見られる。

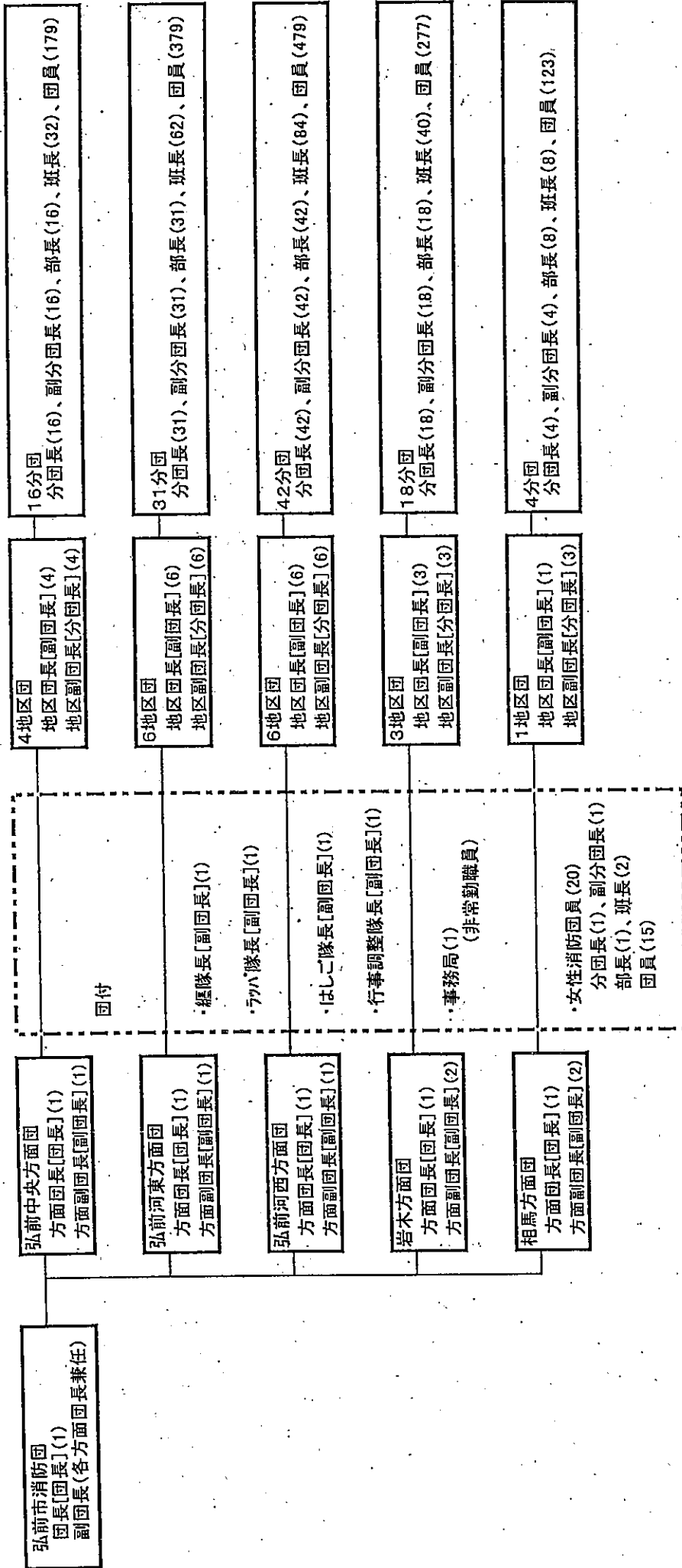
### 調整方針

- ① [ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② [ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ [ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。
- ④ [○] 合併時に再編する。
- ⑤ [ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。
- ⑥ [ ] (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ [ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ [ ] その他( )

### 具体的調整内容

- ・3市町村の消防団員は、新市の消防団員として引き継ぐ。
- ・組織については、合併時に方面団方式を採用し、方面団の中に地区団を配置する体制に再編する。

# 消防団組織機構〔統合体制(合併後)〕



5方面団

1団付  
(女性消防団員を含む)

20地区団

111分団



# 事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	消防・防災

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
X-1-1	1	0	消防団員の報酬等	

## 各自自治体の現況

報酬		合併前		合併後	
階級	職名	弘前市	岩木町	相馬村	新市
団長	団長	78,000	59,700	55,000	78,000
副団長	副団長	57,000	49,400	33,000	57,000
分団長	地区団長	47,000			47,000
	団本部付	41,000	35,000	22,000	41,000
副分団長	地区団付	38,000			35,000
	分団長	33,000	35,000	22,000	35,000
部長	団本部付	29,000			29,000
	副分団長	29,000	23,700	20,000	26,000
班長	団本部付	26,000			25,000
	副分団長	26,000	20,600	16,000	24,000
団員	団本部付	25,000			25,000
	副分団長	25,000	19,600	15,000	24,000
	団員	24,000			24,000
	副分団長	24,000	18,500	12,000	24,000

※団本部付に女性消防団員を含む

手当		合併前		合併後	
種別	額	弘前市	岩木町	相馬村	新市
出勤手当		2,000	1,700	1,500	2,000
訓練手当		2,000	1,700	1,500	2,000
警戒手当		2,000	1,700	1,500	2,000
ポンプ自動車		1,500	1,700	1,500	3,000
小型動力積載		1,300	1,700	1,500	3,000
警備車		1,100	0	0	3,000
雪	水利除雪	2,000	1,700	0	2,000
対策	地域除雪	10,000	0	0	10,000
ポンプ操法		2,100	1,700	1,500	2,100
講習会		4,000	1,700	1,500	4,000
その他会議・訓練		2,000	1,700	1,500	2,000
その他		2,000	0	1,500	2,000

※技術手当は月額(岩木・相馬は機関員1人分)  
 ※地域除雪は1分団当たりの額  
 ※技術手当は1分団当たりの額  
 ※地域除雪は1分団当たりの額

費用弁償(旅費)  
 合併前:各市町村の一般職の例による → 合併後:新市の一般職の例による

課	題	調整方針	具体的調整内容
			<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬及び手当については、合併時に再編する。</li> <li>費用弁償(旅費)については、新市の一般職の職員の例による。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>(合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。</li> <li>(合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>その他(右記のとおり)</li> </ul>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	消防・防災

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	X-1-1	3	0	消防団員の任免

各自治体の現況

任免

○合併前

任用	弘前市	岩木町	相馬村
	18歳以上	18歳以上60歳未満	18歳以上60歳未満
定年	団長	60歳	60歳
	副団長	全団員に対して	団長・副団長に
	地区団長	ただし書きあり。	書きあり。
	分団長		
	副分団長		
部長	満62歳		
班長	満60歳		
団員	4年	4年	4年

○合併後

任用	新市	
	18歳以上	
定年	団長	満68歳
	方面副団長	
	方面副団長	
	副団長	
	地区副団長	満65歳
分団長		
副分団長 (団付含む)		
部長 (団付含む)	満62歳	
班長 (団付含む)	満60歳	
団員 (団付含む)	4年	

※団付に女性消防団員を含む

調整方針

課題

具体的調整内容

3市町村において、定年制度に相違がみられる。

- ① [ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② [ ] 弘前市の例により、合併時に統合する。
- ③ [ ] ( ) の例により、平成 ( ) 年度をめぐりに統合する。
- ④ [ ] (合併時・翌年度) に再編する。
- ⑤ [ ] (合併後、平成 ( ) 年度をめぐりに再編する。
- ⑥ [ ] (合併時・翌年度) に廃止する。
- ⑦ [ ] (合併後、平成 ( ) 年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ [ ] その他 ( )

任免については、弘前市の例により、合併時に統合する。

電算システムの取扱いについて（協定項目2.2）

電算システムの取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 住民基本台帳、地方税、医療の基幹業務システムについては、合併時において、弘前市のシステムを基本に統合する。
- 2 基幹業務以外のシステムについては、弘前市のシステムを基本としつつ、個別業務毎にその内容・統合時期を調整する。
- 3 電算システムの運用にあたっては、住民サービスの向上に配慮しながら新市において計画的な整備を図る。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ 1/1  
 専門部会名 電算システム

事務事業名

コード G-1-2 10 0 電算システム事業

各自自治体の現況

	弘前市	岩木町	相馬村
ホストコンピュータ	NEC	富士通	NEC
住民記録	ACOS-PX7600	PRIMERGY10B	EX5800/140Hb
住民基本台帳	○	○	○
印章登録証明	○	○	○
選挙	○	○	○
固定資産税	○	○	○
個人住民税	○	○	○
法人住民税	○	○	○
軽自動車税	○	○	○
取納消込	○	○	○
口座振替	○	○	○
納税組合	○	○	○
国民健康保険	○	○	○
介護保険	○	○	○
老人保健	○	○	○
国保高額医療	○	○	○
乳幼児医療	○	○	○

	弘前市	岩木町	相馬村
国民年金	○	○	○
福祉年金	○	○	○
身体・知的障害者	○	○	○
重度心身障害者	○	○	○
児童手当	○	○	○
児童扶養手当	○	○	○
遺児世帯	○	○	○
保育料	○	○	○
老人福祉	○	○	○
生活保護	○	○	○
住宅使用料	○	○	○
下水道使用料	○	○	○
上水道使用料	○	○	○
墓地管理	○	○	○
簡易水道使用料	○	○	○
健康管理	○	○	○
母子保健	○	○	○
予防接種	○	○	○

	弘前市	岩木町	相馬村
教育	○	○	○
幼稚園	○	○	○
図書館	○	○	○
生涯学習情報提供	○	○	○
住登外	○	○	○
病院システム	○	○	○
交通災害	○	○	○
犬の管理	○	○	○
出稼者管理	○	○	○
積算設計	○	○	○
農家台帳	○	○	○
農地地図情報	○	○	○
米(水田)転作	○	○	○
財務会計	○	○	○
水道企業会計	○	○	○
人事給与	○	○	○
グループウェア	○	○	○
文書管理	○	○	○
郵便・コピー利用料	○	○	○
登録業者管理	○	○	○

課題

電算システムは、行政事務のさまざまな分野に導入されているが、各市町村で運用形態、システムが異なる。合併後の統一された住民サービス提供のためには電算システムの取り扱いの検討が必要である。

調整方針

- ① 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。
- ④ (合併時・翌年度)に再編する。
- ⑤ (合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。
- ⑥ (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ (合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。)
- ⑧ その他(右記のとおり)

具体的調整内容

住民基本台帳、地方税、医療の基幹業務システムについては、合併時において弘前市のシステムを基本に統合する。基幹業務以外のシステムについては、個別業務毎にその内容を基本としつつ、個別業務毎にその内容、統合時期を調整する。電算システムの運用にあたっては、住民サービスの向上に配慮しながら新市において計画的な整備を図る。

地域審議会等の取扱いについて（協定項目23）

地域審議会等の取扱いについて、次のとおり提案する。

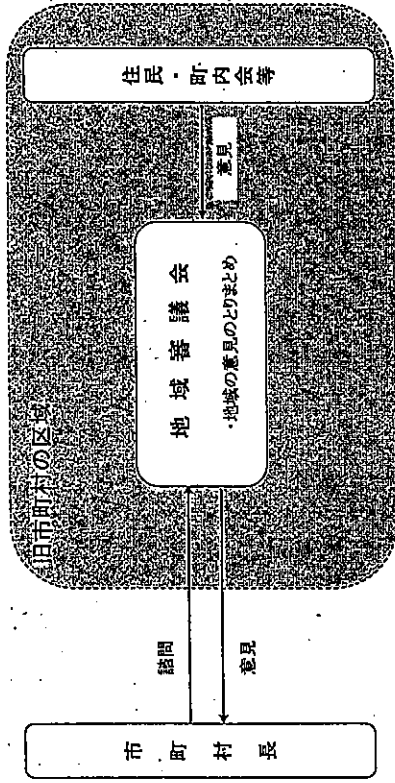
市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）第5条の4の規定に基づく地域審議会は、新市において設置しない。

また、合併特例法第5条の5の規定に基づく地域自治区及び同法第5条の8の規定に基づく合併特例区についても、新市において設置しない。

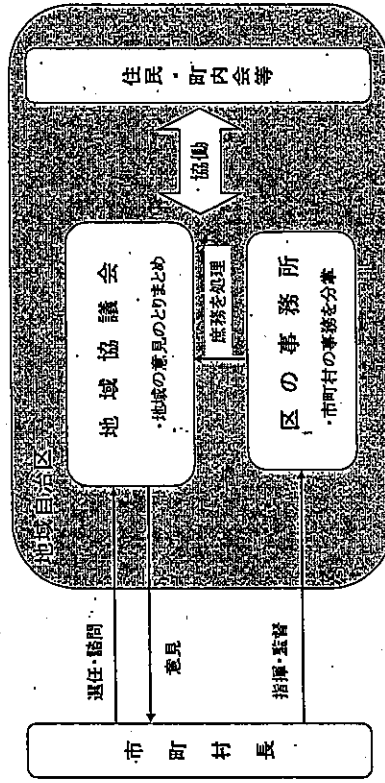
平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

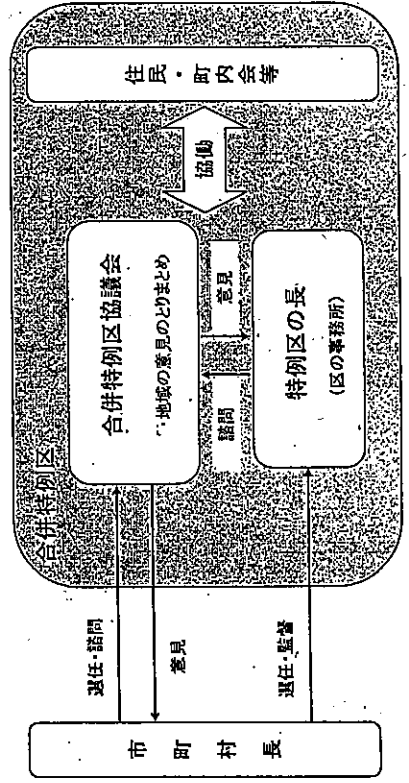
## ○【地域審議会】のイメージ



## ○【地域自治区】のイメージ



## ○【合併特例区】のイメージ



### ➡<地域審議会の制度概要>

- 目的**
- 旧市町村ごとの地域住民の意見を、合併市町村の行政に反映させることを目的とする。
  - 旧市町村単位で、合併市町村の全部又は一部の区域に設置できる。
- 設置区域**
- 設置期間は、合併関係市町村の協議で定める。
- 構成員**
- 構成員の定数、任期等は合併関係市町村の協議で定める。
  - 報酬は支給する。

### ➡<地域自治区の制度概要>

- 目的**
- 市町村の事務を分掌し、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民の連携の強化を図る。
- 法人格**
- なし。
- 地域協議会**
- 市町村や地域自治区が行う事務に関し、市町村長等から諮問された事項及び必要と認められる事項について、審議し意見を述べることができる。
  - 構成員の任期は4年以内で、報酬は支給しないことができる。
- 合併時の特例**
- 1または2以上の旧市町村単位で、合併市町村の全部又は一部の区域に設置できる。
  - 一部の区域に設置する場合は、合併関係市町村の協議で設置期間を定める。
  - 住居表示については、地域自治区の名称を冠する。
  - 事務所長に代えて、区長(特別職、任期2年以上)を置くことができる。

### ➡<合併特例区の制度概要>

- 目的**
- 旧市町村ごとの地域住民の意見を反映しつつ、その区域を単位として一定の事務を行うことにより、合併市町村の一体性が円滑に確立されることを目的とする。
- 法人格**
- あり(特別地方公共団体)。
- 合併特例区協議会**
- 市町村や合併特例区が行う事務に関し、市町村長等から諮問された事項及び必要と認められる事項について、審議し意見を述べることができる。
  - 構成員の任期は2年以内で、報酬は支給しないことができる。
  - 1または2以上の旧市町村単位で、合併市町村の全部又は一部の区域に設置できる。
  - 設置期間は5年以内とし、合併関係市町村の協議で定める。
- 住居表示**
- 合併特例区の名称を冠する。
- 区長**
- 区長は特別職(任期2年以上)とし、合併市町村の助役、支所長又は出張所長と兼ねることができる。
- 財務**
- 合併市町村からの移転財源により、予算を作成する。
  - 規約で定める公の施設を設け得る。